

区民とともに練馬のみどりを未来へつなぐ

練馬区みどりの総合計画

平成31（2019）年度～平成40（2028）年度



平成31年（2019年）4月

練馬区

大都市東京の都心近くに立地しながら、公園や農地など豊かなみどりに恵まれた住宅都市、それが私たちのまち練馬です。このみどりを保全し、更に豊かにして、次の世代に引き継ぐことが、区長としての私の最も重要な責務だと考えています。就任以来、特色ある公園や街路樹の整備、樹林地の保全、都市農地の制度改革など、様々な施策を立案・実行してきました。

この10年間を見ても、公共のみどりは増えましたが、農地や宅地など私有地のみどりは減少傾向にあります。区の実績だけで、みどりを守り増やすことは不可能です。区の貴重な財産であるみどりを未来につなぐためには、区民の皆さんの協力が不可欠です。

既に地域では、公園の自主管理をはじめとした、区民の皆さんによる、みどりを育むムーブメントが始まっています。「みどりでつながる練馬のまち」の実現を目指して、区民の皆さんと力を合わせて、全力を尽くしてまいります。

改定にあたり、ご尽力頂いた「練馬区緑化委員会」、「練馬区みどりの区民会議」の皆さんに心から御礼申し上げます。

平成31年4月

練馬区長 前川 燿男



目 次

第1章	はじめに	1
第2章	みどりの現況と区民意識	
1	みどりの現況	2
2	区民の意識変化	6
第3章	計画の実施状況と緑化委員会の答申等	
1	「練馬区みどりの基本計画」・「みどり30推進計画」の実施状況	11
2	練馬区緑化委員会の答申	13
3	練馬区みどりの区民会議の提案	14
第4章	区民とともに練馬のみどりを未来へつなぐ	
1	改定にあたっての考え方	16
2	30年後の目標	17
3	10年間の施策	
	(1)基本方針	19
	(2)具体的な施策	20
	(3)施策の体系	31
第5章	みどりでつながる練馬のまち (30年後の将来イメージ)	33
1	生き生きとしたみどりの住宅地	35
2	生きた農と共存するまち	37
3	みどりのなかでにぎわう駅周辺のまち	39
第6章	計画の推進	
1	推進体制	41
2	進行管理	42
3	関連する計画	43
	参考資料	44

第1章 はじめに

「練馬区みどりの総合計画」は、「都市緑地法」および「練馬区みどりを愛し守りはぐくむ条例」に基づいて策定した、練馬区のみどり施策に関する総合的な計画です。「グランドデザイン構想」の実現に向けた「第2次みどりの風吹くまちビジョン」と整合を図っています。

練馬区みどりを愛し守りはぐくむ条例第2条では、みどりを「樹木、草花その他の植物およびそれらが生きていくために必要な土または水が一体となった環境」と定義しています。

平成18年に「みどり30推進計画」^{注1)}を策定し、平成21年に「練馬区みどりの基本計画」を改定しましたが、その後、みどりの状況や区民の意識は大きく変化しています。区民やNPO等によるみどりの維持管理等の活動が活発化しており、地域との合意に基づく弾力的な公園の運営等、参加と協働の深化が求められています。^{注2)}

こうした変化を受け、練馬区緑化委員会の答申に基づき、両計画を統合し、「みどりの総合計画」(以下、「本計画」という。)として改定することとしました。本計画は、みどりに関する30年後の目標と今後10年間の施策を明らかにするものであり、「練馬区環境基本計画」の下位計画として、環境分野のうち、みどりの保全と創出を対象とする個別計画としての性格を持ちます。

計画期間は、平成31年度から平成40年度までの10年間とします。「練馬区みどりの実態調査」に合わせ、5年毎に中間評価を実施し、見直しを行います。

注1) みどり30推進計画：平成18年12月に、今の子どもたちが社会の中心となって活躍する概ね30年後に、かつての豊かなみどりを取り戻し、緑被率30%を実現することを目指した計画。

注2) 国土交通省「新たなステージに向けた緑とオープンスペース政策の展開について」(平成28年5月)。
国土技術政策総合研究所「これからの社会を支える都市緑地計画の展望」(平成28年6月)。参考資料P45参照。

第2章 みどりの現況と区民意識

1 みどりの現況

緑被の状況

区全体の緑被地^{注1)}の面積は約1,160ha、緑被率は24.1%となっています。

緑被地の所有別の内訳は、公共のみどりが289ha、民有が871haであり、民有地のみどりが約4分の3を占めています。10年前と比べると、緑被地が約95ha、緑被率は2ポイント減少しました。また、公共のみどりが約42ha増加したのに対し、民有地のみどりは約137ha減少しています。

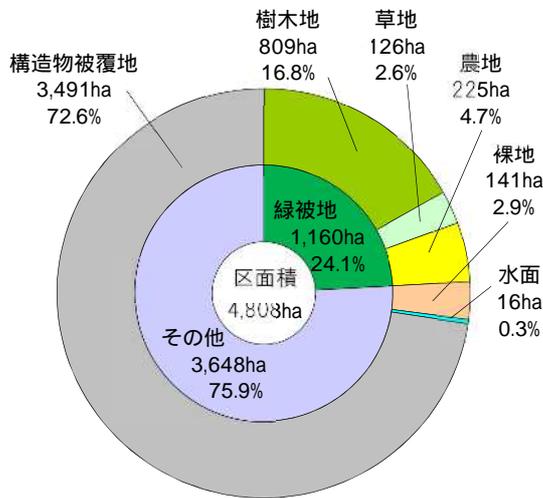


図1 緑被等の現況

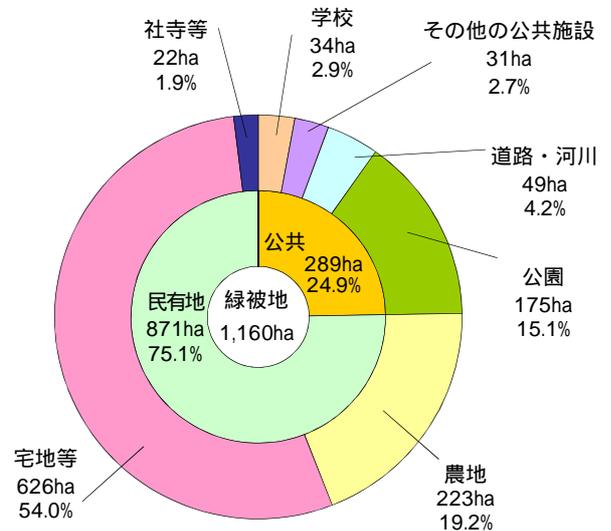


図2 所有別・土地利用別緑被地の内訳

資料：「練馬区みどりの実態調査(平成29年3月)」より作成

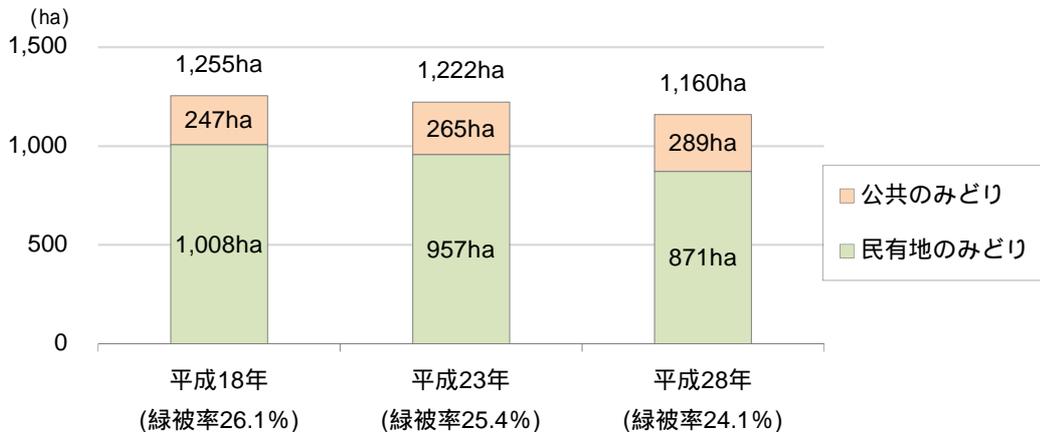


図3 公共・民有地の緑被面積の推移

資料：「練馬区みどりの実態調査(平成29年3月)」より作成

注1) 緑被地：上空から見て樹木地や草地、農地で覆われている土地のこと。区域面積における緑被地の面積割合を緑被率という。

宅地等

宅地等のみどりは、10年前と比べると約82ha減少しており、減少割合も増えています。また、区の約半分を占める低層住宅地域の緑被率と中高層住宅地域の緑被率を比べると、中高層住宅地域の方が高くなっています。生け垣は10年前と比べると1,324か所、約15km増えましたが、5年前と比べると約6km減っています。

宅地等のみどりの減少は、相続等による敷地の細分化や維持管理の負担によるものと考えられます。

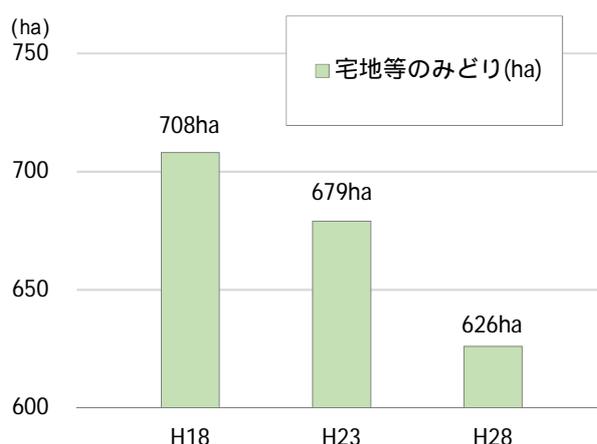


図4 宅地等の緑被面積の推移

資料：「練馬区みどりの実態調査(平成29年3月)」より作成

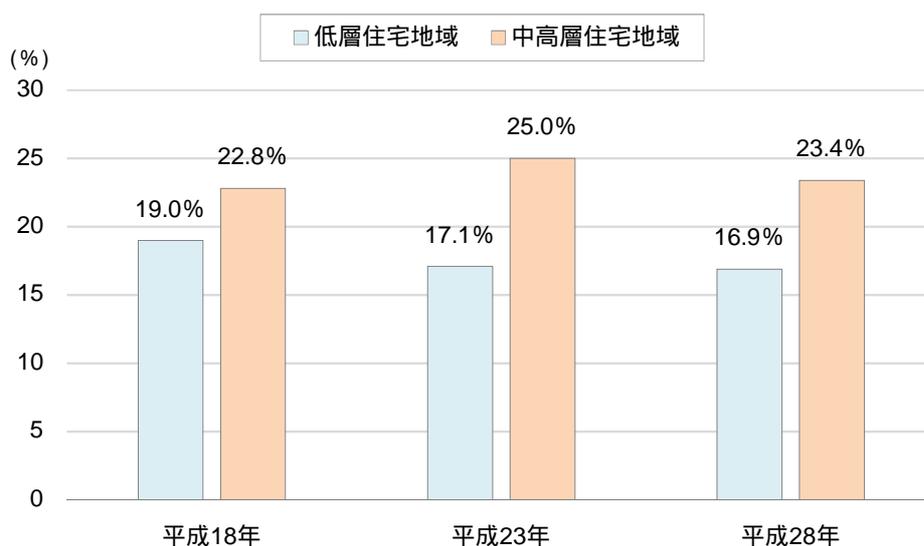


図5 低層住宅地域と中高層住宅地域の緑被率の比較

資料：「練馬区みどりの実態調査(平成29年3月)」より作成

農地

生産緑地の指定が始まった平成4年と比べると、平成29年には平成4年の半分以下の209haまで減っています。特に、宅地並みに課税される宅地化農地が約1割と大幅に減少していますが、生産緑地も4分の3まで減っています。

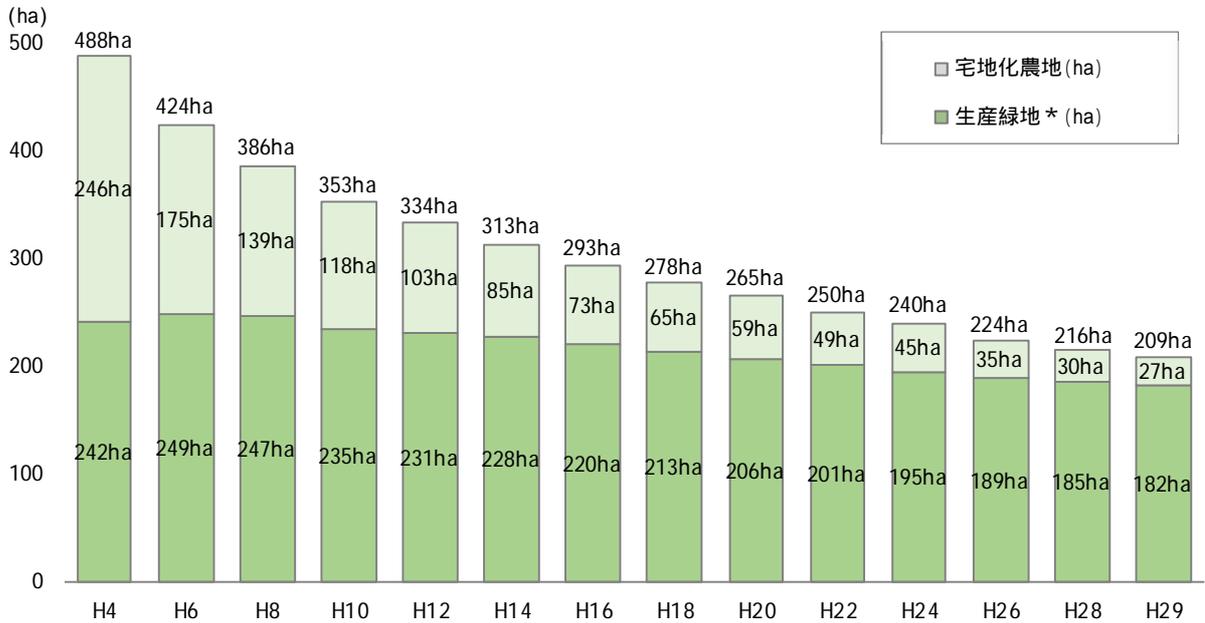


図6 農地面積の推移

* 生産緑地の面積は、各年の告示面積に基づく数値
* 農地面積は、各年1月1日現在の課税面積に基づく数値

公園

区はこれまでに、積極的に公園整備を進め、過去10年間（平成18年度～27年度）で約326億円をかけた結果、面積は約15ha（約18%）増加しました。

平成30年4月1日現在の都立公園等を含めた区内の公園の総面積は約210ha、区民一人当たりの公園面積は2.87㎡となっています。公園のみどりは公共のみどりの約60%を占めています。

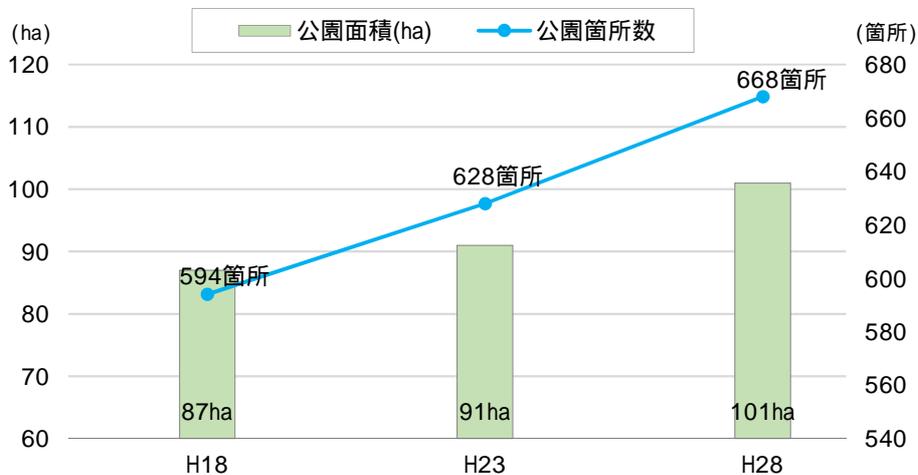


図7 区立公園面積と箇所数の推移

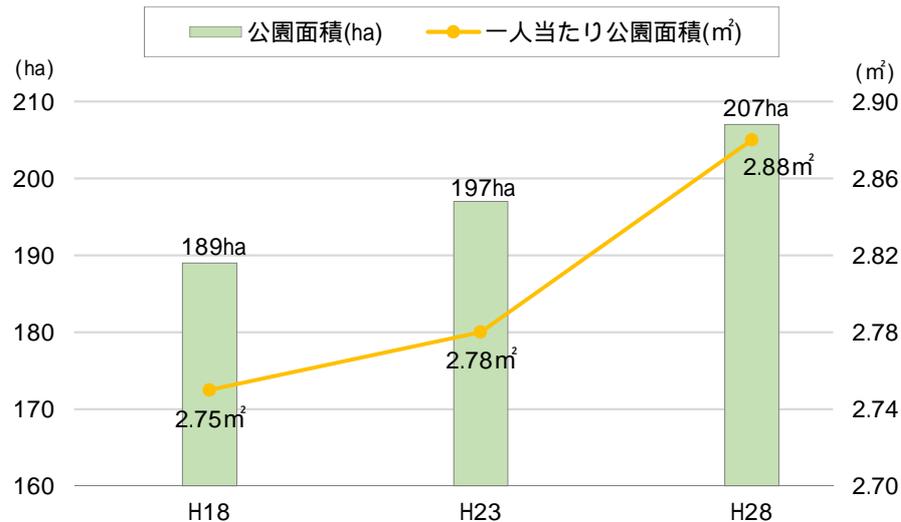


図8 区内の公園面積と区民一人当たりの公園面積（都立公園含む）

表1 公園等の内訳（平成30年4月1日現在）

種類		箇所数	面積 (m ²)
区立公園	公園	205	789,751.16
	児童遊園	219	90,850.16
	緑地・緑道	250	146,455.29
	市民農園	3	9,539.00
小計		677	1,036,595.61
都立公園		4	1,059,970.76
計		681	2,096,566.37

道路・河川

道路・河川のみどりは、公共のみどりの約17%を占めています。道路の緑被率は、幅員や樹種によって異なりますが、幅員15m以上の道路の緑被率の平均は20.5%となっています。

河川では、河川改修に伴い河川区域の緑化が進み、石神井川の緑被率は43.3%、白子川は39.5%となっています。河川に向かって樹木の枝が大きく伸びているため、道路と比べ緑被率は高くなっています。

2 区民の意識変化

身近なみどりの満足度

「満足している」、「おおむね満足している」を合わせた『満足評価』は66.6%です。一方、『不満評価』は2割半ばとなっています。

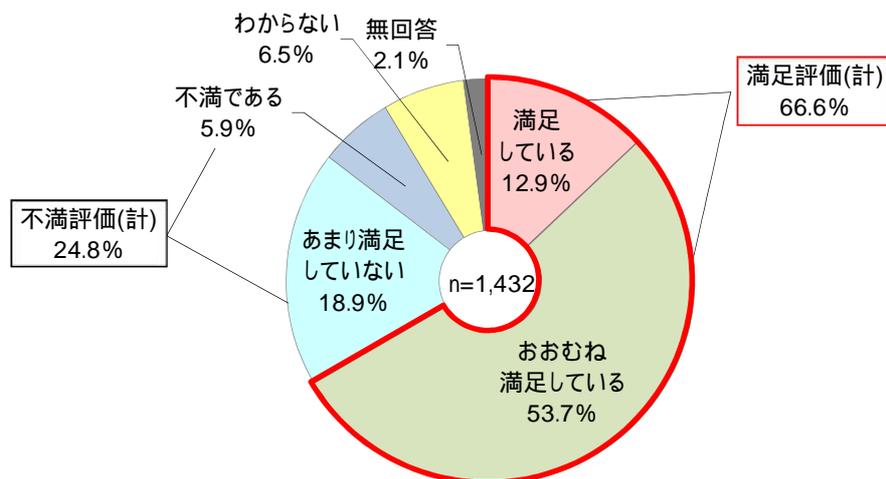


図9 身近にあるみどりに対する満足度

資料：「平成27年度区民意識意向調査報告書」より作成

全体のみどりの満足度

「満足している」、「おおむね満足している」を合わせた『満足評価』は69.8%です。一方、『不満評価』は約2割となっています。

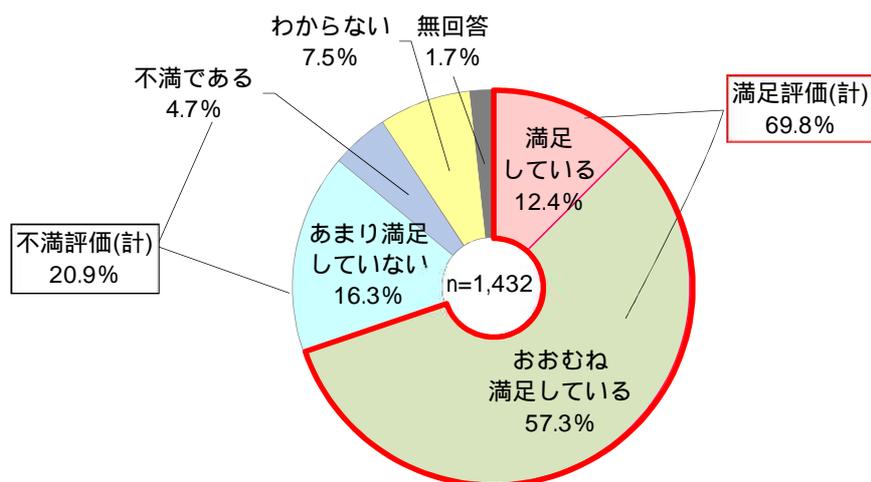


図10 区全体のみどりに対する満足度

資料：「平成27年度区民意識意向調査報告書」より作成

身近なみどりの量の実感

「とても増えていると思う」、「増えていると思う」、「あまり変わっていないと思う」を合わせると、5割を超える区民は『みどりが増えている、もしくは変わっていない』と実感しています。一方、『減っている』と実感している区民は、3割半ばとなっています。

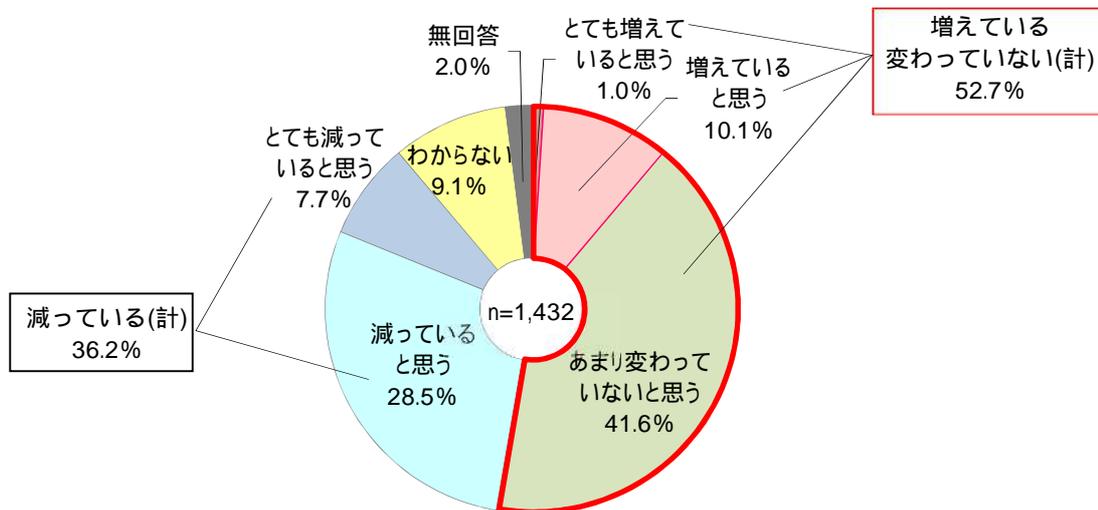


図11 身近なみどりの量についての実感

資料：「平成27年度区民意識意向調査報告書」より作成

全体のみどりの量の実感

「とても増えていると思う」、「増えていると思う」、「あまり変わっていないと思う」を合わせると、5割近くの区民は『みどりが増えている、もしくは変わっていない』と実感しています。一方、「減っている」と実感している区民は、4割弱となっています。みどりの量の実感と緑被率の増減は必ずしも関連していないと考えられます。

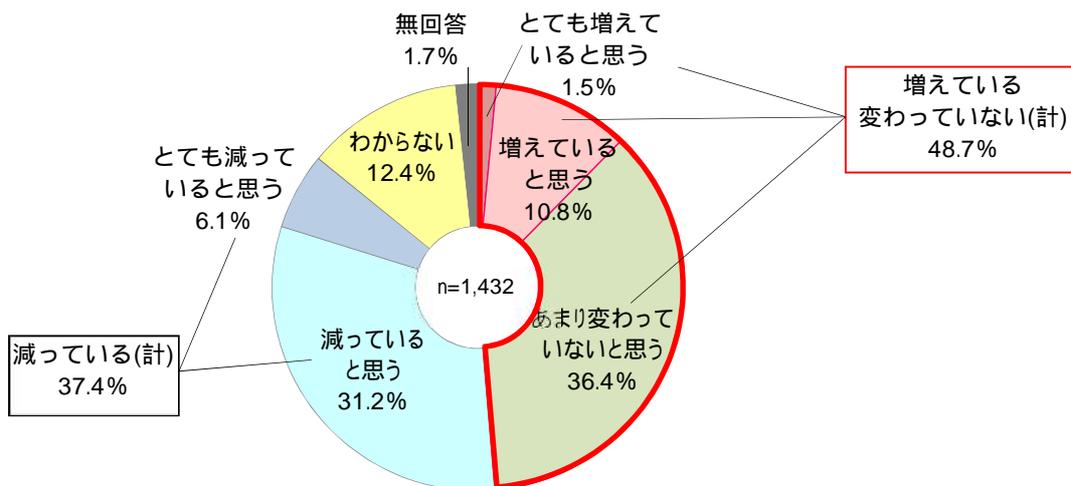


図12 区全体のみどりの量についての実感

資料：「平成27年度区民意識意向調査報告書」より作成

大切にしたいみどり

大切なみどりや減らしてほしくないみどりは、「公園のみどり」が6割を超え、ついで「街路樹のみどり」が5割を超えています。屋敷林や住宅のみどりに対する認識は低いことが伺えます。

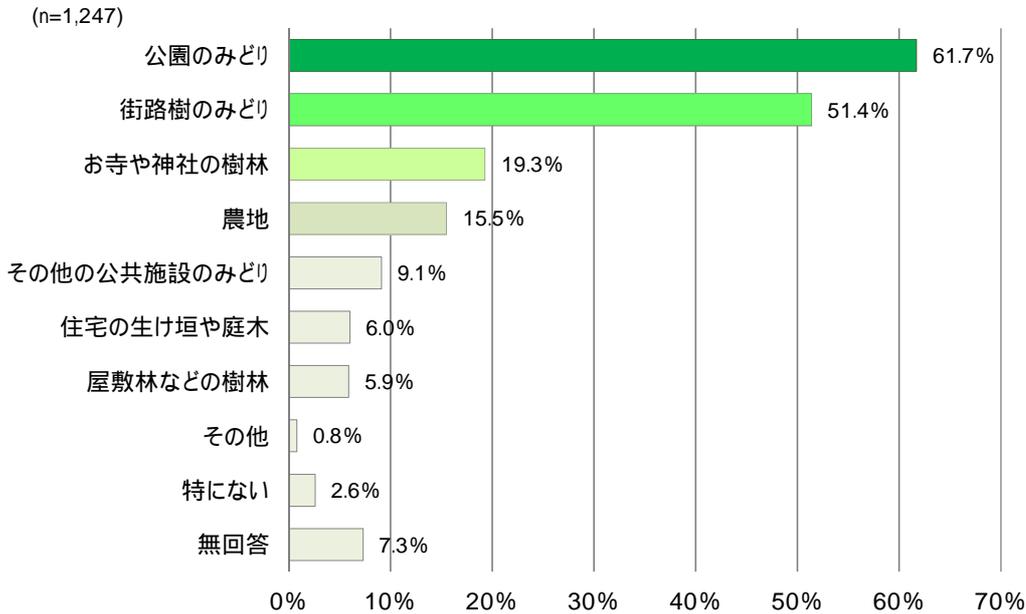


図13 大切なみどりや減らしてほしくないみどり

資料：「平成28年度区民意識意向調査報告書」より作成

民有地のみどりを守るための協働への意識

「地域の住民が落ち葉清掃等に協力」「地域の良好な景観を守るために、地域の住民も協力」を合わせた『地域の住民も協力すべき』と考える区民が5割を超えているのに対し、「区が予算を確保して所有者を支援すべき」は2割弱程度となっています。区民のみどりを守るための協働への意識が高いことが伺えます。

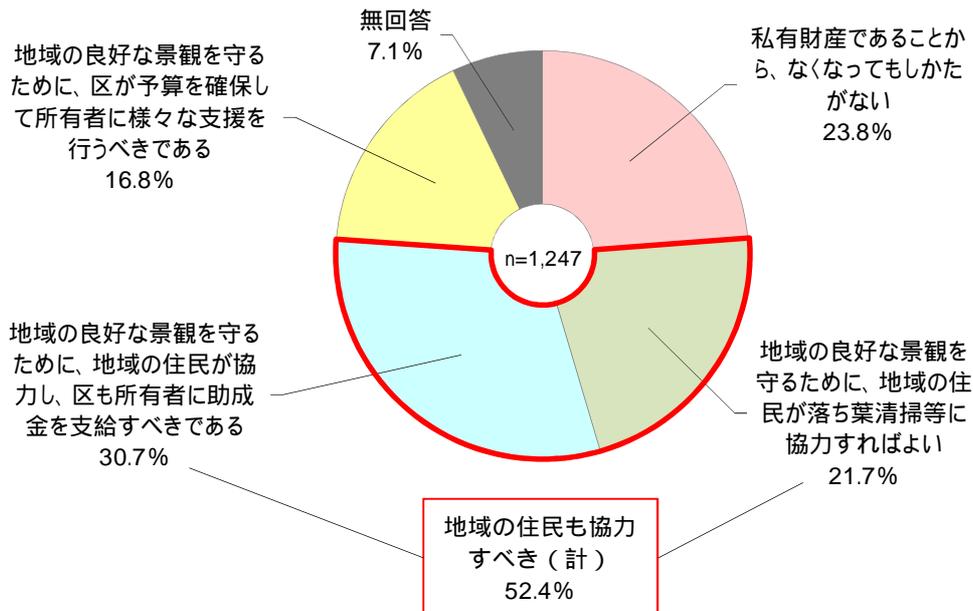


図14 民有地のみどりの保全について

資料：「平成28年度区民意識意向調査報告書」より作成

地域の住民や団体による落ち葉清掃への参加

「都合があれば参加したい」、「一回くらいは参加してみたい」、「積極的に参加したい」を合わせた『参加したい』は5割半ばとなっています。さらに、「個人的に清掃はしたい」を合わせると8割近くを占めています。

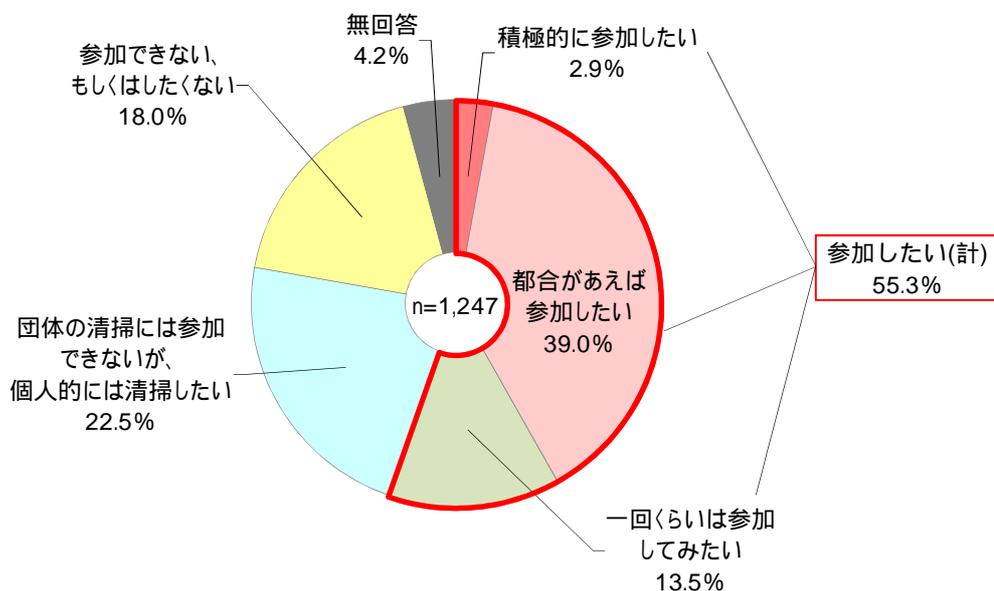


図15 地域の住民や団体による落ち葉清掃への参加意向

資料：「平成28年度区民意識意向調査報告書」より作成

落ち葉清掃のボランティアを行ってみたい場所については、「公園や憩いの森などの公共の場所」と回答した区民が7割近くで最も多く、次いで、「道路や河川沿いの歩道」、「神社やお寺」の順となっています。

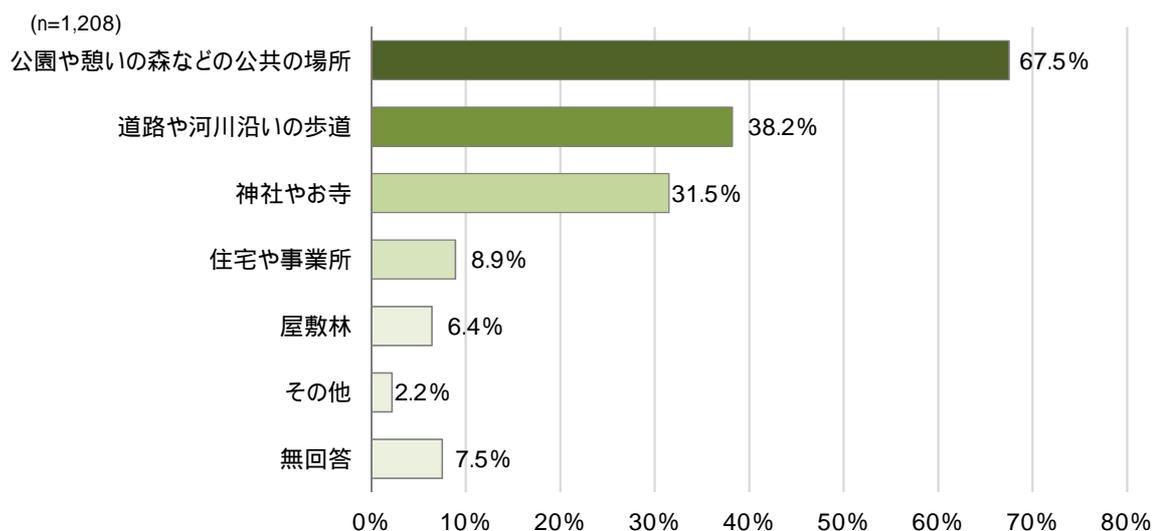


図16 落ち葉清掃のボランティアを行ってみたい場所

資料：「平成30年度区民意識意向調査報告書」より作成

自主管理公園制度^{注1)}への参加

「不定期で良ければ参加したい」、「団体に入らず、活動の手伝いとして参加したい」、「近くの公園で取組を始めたい」、「既存団体があれば定期的に参加したい」をあわせた『参加してみたい』は3割半ばとなっています。一方、「参加できない・したくないと思わない」は5割半ばとなっています。

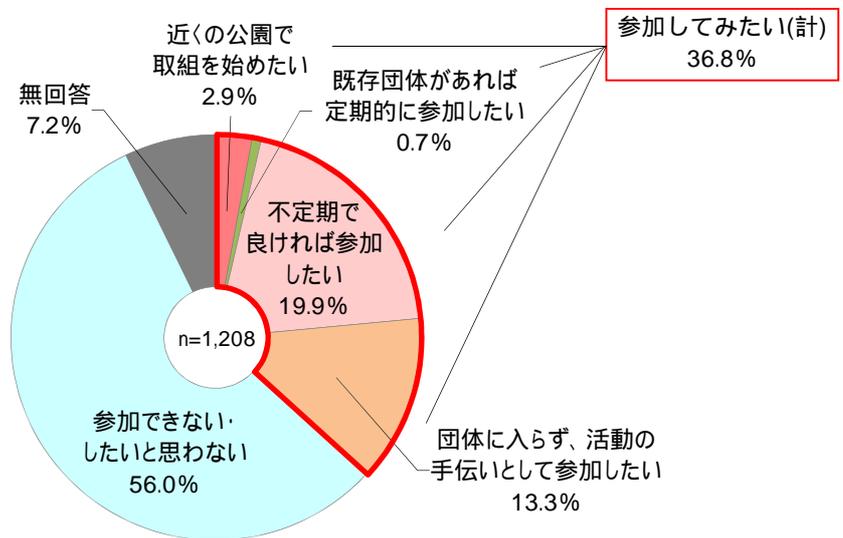


図17 自主管理公園制度への参加意向

資料：「平成30年度区民意識意向調査報告書」より作成

注1) 自主管理公園制度：地域の住民が公園の清掃等の管理を担う制度。

第3章 計画の実施状況と緑化委員会の答申等

1 「練馬区みどりの基本計画」・「みどり30推進計画」の実施状況

練馬区みどりの基本計画（平成21年度改定）の実施状況

平成50年に緑被率30%、区民一人あたりの公園面積6㎡を達成することを目標としていましたが、いずれも達成が厳しい状況です。平成18年度と平成28年度を比較すると、緑被率は26.1%から24.1%へ減少、一人あたりの公園面積は2.75㎡から2.88㎡へ微増、人口は約69万人から約72万人へ増加しています。公園の整備を積極的に進めた結果、数・面積ともに増加していますが、人口も増加していることから一人あたりの公園面積はほぼ横ばいとなっています。

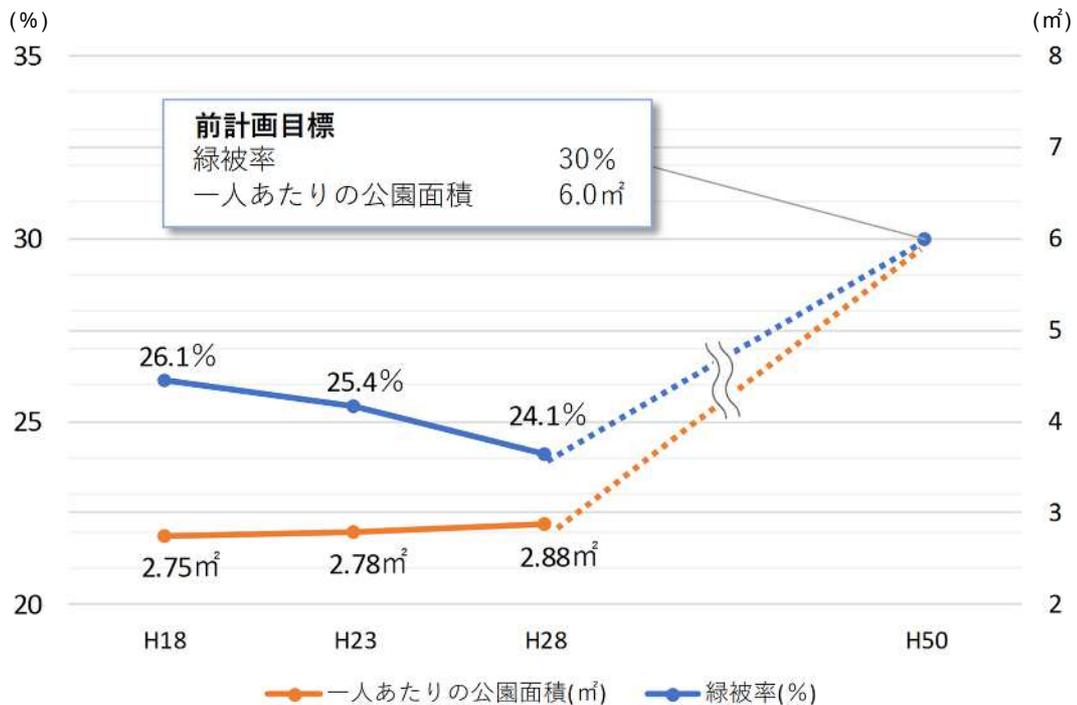


図 18 緑被率と区民一人あたりの公園面積の推移

みどり30推進計画の実施状況

「みどり30推進計画(第一期・第二期)」は、約30年後に緑被率30%を達成するための事業計画として、施策の柱ごとに平成19年度からの11年間で保全または創出する緑被面積の目標を掲げていますが、以下のように目標を達成することはできませんでした。

緑被率は、3ポイント増を目指しましたが、2ポイント減少しました。公共のみどりは、目標の44.4haの増加に対して、約7割の31ha増加しました。民有地のみどりは目標の5.6haの増加に対して、137haが減少し目標を大幅に下回りました。

仮に、現在あるみどりが減らないとした上で、緑被率30%を実現するとした場合、区が約380haの土地を取得し緑化する必要が生じます。取得費用は約1兆4000億円となり、区の平成31年度予算の約5倍に相当します。

表2 目標と実績(平成19年度～平成29年度)

	目標	実績	達成率
緑被率	+3.0% ¹	2.0%	
公共のみどり	+44.4ha	+31.0ha	69.8%
区立学校	+3.7ha	+2.2ha	59.4%
公共施設	+6.7ha	+1.3ha	19.4%
道路・河川	+16.5ha	+11.9ha	72.1%
公園	+17.5ha	+15.6ha	89.1%
民有地のみどり	+5.6ha	137ha ²	
宅地・樹林	+36.6ha	82ha	
農地	31ha未満	55ha	

1 緑被率の目標はみどり30推進計画(第一期)で10年後の目標とした数字です。

2 民有地のみどりの実績は「練馬区みどりの実態調査(平成29年3月)」より算出した数字です。

2 練馬区緑化委員会の答申

平成28年7月、練馬区緑化委員会に「練馬区みどりの基本計画の改定について」を諮問し、平成30年10月に答申が出されました^{注1)}。重要な課題に対する方策は以下の通りです。

樹林地に関する方策

練馬の歴史や風土を伝える屋敷林などの樹林地の多くは民有地であり、減少傾向にあることから、その保全の推進に関する方策を示す。

都市計画制度などによる重要な樹林地の保全

- ・都市計画公園等の指定の推進
- ・特別緑地保全地区の指定の検討
- ・市民緑地認定制度の活用

みどりのムーブメントづくり

- ・憩いの森や民有樹林地等の地域による管理の推進等の取組

都市農地に関する方策

都市緑地法の改正に伴い農地が緑地として位置付けられ、本計画の対象となったことから、区の重要なみどり施策である都市農地の保全の推進に関する方策を示す。

都市農地の保全

- ・生産緑地の貸借制度の活用
- ・生産緑地 / 特定生産緑地の指定の推進など

区民が農とふれあう機会や場の充実

- ・農業体験農園の開設推進
- ・農の風景を伝える施設整備など

都市農業・都市農地の魅力の発信

- ・ねりマルシェの開催支援
- ・練馬産農産物のブランド化推進
- ・世界都市農業サミットの開催

農と共存するまちづくり

- ・田園住居地域の指定についての検討など

みどりのムーブメントづくり

- ・農サポーターの育成とマッチング等の取組

生物多様性に関する方策

練馬区環境基本計画2011(後期計画)に基づき、生物多様性の理解促進に向けた施策を推進するとともに、樹林地を中心とした生物多様性の向上に関する方策を示す。

生物多様性の状態の把握

- ・樹林地の実地調査の継続
- ・エコロジカルネットワークの把握など

生物多様性の維持・向上

- ・在来種へ配慮した緑化推進
- ・生物多様性に配慮した樹林地の管理など

生物多様性への理解を広げる

みどりのムーブメントづくり

- ・区民参加型の生物調査等の取組

注1) 緑化委員会の答申：参考資料 P61 参照。

3 練馬区みどりの区民会議の提案

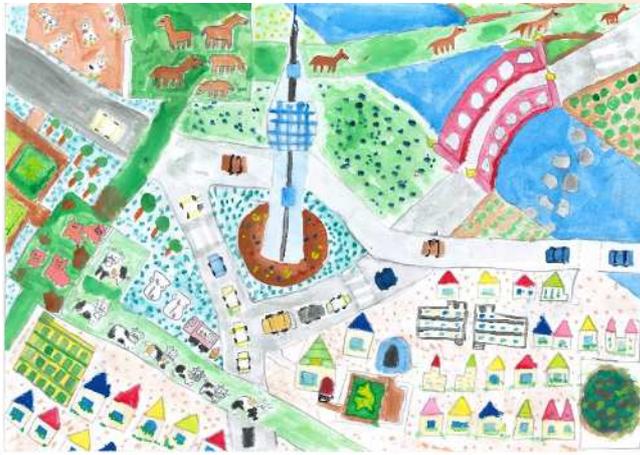
練馬のみどりを区民の財産として、将来にわたり守り育てるための方策を区民参加で考え、具体的な行動につなげることを目的として、平成28年10月に「練馬区みどりの区民会議（以下、「みどりの区民会議」という。）」を設置しました。

樹林地所有者やみどりに関わる活動団体の代表、子育て中の方や学生等、様々な立場からなる区民26名により、みどりの利活用のあり方や守り育てるための協働や運営のアイデアが議論され、平成29年10月に「練馬のみどりに関する17の提案」が区へ提出されました^{注1}。



みどりの区民会議の様子

注1) みどりの区民会議の提案：参考資料 P62 参照。



みんなde農コンテスト入賞作品（平成30年度実施）
小中学生が20年後の農のある練馬の姿を
描いた作品を紹介します。

第4章 区民とともに練馬のみどりを未来へつなぐ

1 改定にあたっての考え方

公園や街路樹など公共のみどりは、これまでの整備で増加しています。一方で、農地、樹林地、宅地など私有地のみどりは一貫して減少し、区全体のみどりは減っています。

そうしたなか、区民のみどりに対する満足度は高く、公園や街路樹は大切にしたいみどりとして高く評価されています。魅力ある公園のさらなる整備の要望とともに、公園の自由な使用、地域の要望にそった管理を求める意見が寄せられています。また、5割を超える区民が「地域のみどりを守るために地域住民も協力すべき」と考えています。

区民と地域のみどりのつながりをつくり、区民と行政が協働してみどりを支えます。まず、単に量を増やすだけでなく、公園、樹林地、農地、街路樹等、それぞれのみどりの魅力を楽しめるように、多様な機会や場を用意し地域の財産として活用して、機能を一層発揮させます。次に、区民と行政が協働してみどりを守り育てる流れ、「みどりのムーブメント」の輪を広げます。地域にふさわしいみどりの保全と育成、計画段階からの参加、きめ細やかな管理、人材育成等、区民が地域のみどりと関わりやすい仕組みをつくります。

都心に近く、利便性と豊かなみどりに恵まれた練馬区の魅力をさらに伸ばし、「ランドデザイン構想」の将来像、「みどりに恵まれた良好な環境の中で誰もが暮らしを楽しむ成熟都市」の実現を目指します。

2 30年後の目標



練馬のみどりに満足している区民を80%に増やす

平成27年度区民意識意向調査では69.8%であった「練馬のみどりに満足している区民割合」を、80%まで増やします。

公園や道路のみどりを増やす

みどりのネットワークの形成を進め、公園や道路整備、河川改修によって、新たに公共のみどりを増やします。

武蔵野の面影を伝えるみどりを守り増やす

武蔵野の歴史や風土を今に伝えている屋敷林等の樹林地や農地が広がる風景を守り、将来へ引き継ぎます。長期プロジェクトとして、稲荷山公園で「武蔵野の面影」の再生に取り組みます。

宅地や事業所のみどりを増やす

身近な暮らしの場でのみどりを増やします。特に沿道の緑化を進め、歩行者が見て楽しめるみどりを増やします。

みどりを守り育てる活動をしている区民を増やす

多くの区民が、みどりを守り育てる取組みに参加・協働する意向を持っています。こうした意向を具体的な行動に移す区民を増やします。

緑視率が高い場所を増やす

「みどりが多くある」と感じる人の割合が高くなる緑視率^{注1)}およそ25%を超える場所を増やします。

注1) 緑視率：人の視野に近い範囲で撮影した写真内に占めるみどりの面積の割合。国土交通省では、「およそ25%を超えるとみどりが多いと感じる人の割合が高くなる傾向がある。」としている。参考資料P63参照。

3 10年間の施策

(1) 基本方針

本計画では、区全域を緑化重点地区^{注1)}に定め、次の2つの基本方針に基づいて様々な施策を展開していきます。

基本方針 1 みどりのネットワークの形成

拠点となる大規模で特色のある公園を整備し、軸となる幹線道路や河川とつなぎ、みどりのネットワークの形成を進めます。

基本方針 2 みどりを育むムーブメントの輪を広げる

区民と地域のみどりの関わりを深め育て、誰もが気軽に参加し、ともにみどりを守り育てる区民協働のムーブメントの輪を広げます。



注1)緑化重点地区：都市緑地法に基づき定める、重点的に緑化の推進に配慮を加えるべき地区をいう。

(2) 具体的な施策

基本方針に沿って、24の施策に取り組み、みどりの多様な機能を発揮させ、みどりの豊かさを実感できる暮らしを実現します。

重点施策は、アクションプランに位置づけ、年度別計画と事業量、事業費を明らかにします。

基本方針1 みどりのネットワークの形成

施策1-1 重要な樹林地の保全

【重点施策1】

都市計画緑地の拡大

屋敷林等の樹林地は、練馬の原風景といえる景観であり、豊かな自然が守られた重要なみどりです。樹林地調査の結果を踏まえ、保護樹林や市民緑地等適用すべき保全制度について、土地所有者との合意形成を進めます。特に希少な樹林地は、都市計画緑地として保全に努めます。

特別緑地保全地区の拡大

特別緑地保全地区は、残された希少で重要な樹林地を保全する上で効果的な制度です。土地所有者の意向等を踏まえた上で、指定に向けた検討を進めます。

早宮けやき特別緑地保全地区の管理

区は、平成18年に、推定樹齢300年以上のケヤキを擁する約3,000㎡の屋敷林を「早宮けやき特別緑地保全地区」に指定しました。保全方針に基づき、適切な管理を進めます。

早宮けやき特別緑地保全地区の保全方針

概要 都市計画決定 平成18年11月10日 練馬区告示第777号

位置 早宮三丁目地内 面積 0.30ha

保全方針

ア ケヤキ等大径木の保全：樹齢300年を超えるケヤキの大径木は適切な管理により保全します。

イ 樹林の保全：外部から侵入してきたトウネズミモチ等の除去や、密集している小低木は整理します。道路沿いの大径木が枯死した場合に備え、林内のムクノキやエノキ等を育成管理します。

ウ 歴史的遺産の普及・啓発：江戸時代からの屋敷林が現存することの素晴らしさを周辺住民のみならず、広く区民に広報していきます。

都市農地の保全に向けた取組の推進

東京あおば農業協同組合と共同で実施した農地所有者に対する意向調査を踏まえ、生産緑地の貸借制度を活用した農地保全に取り組みます。

特定生産緑地制度^{注1)}の周知と指定を積極的に進め、生産緑地制度を活用した農地保全に引き続き取り組みます。

住宅と農地が共存する良好な環境を将来にわたって維持・保全するため、新たな用途地域である田園住居地域^{注2)}の指定に向け、検討を進めます。また、地区計画などの都市計画制度を活用した新たな農地保全制度を研究し、国・都と調整を進めます。

都市農地保全推進自治体協議会^{注3)}の会長区として、積極的に他の自治体と連携し、引き続き制度改正等を国に働きかけていきます。

都市農業経営の支援

農業経営の改善に計画的に取り組む認定農業者への支援を充実します。また、法の改正により生産緑地内に設置可能となった農家レストランや直売所、農産物等加工施設の整備等に取り組む農業者を支援します。

生産緑地の貸借制度を活用して、経営規模を拡大したい農業者や新規就農者などに農地をあっせんします。また、自ら区内農業を担いたいと希望する区民が就農できるよう、農業技術習得の機会を拡充します。

区民が農に親しむ取組の充実

農の風景育成地区制度^{注4)}を活用して農地や屋敷林のある風景を保全していきます。高松一・二・三丁目地区において（仮称）農の風景公園を整備します。

農業者と区民が触れ合う「ねりマルシェ」の開催を積極的に推進します。気軽に摘み取りが楽しめる「練馬果樹あるファーム」の開設を促進し、情報発信を行います。

土に親しみながら、収穫の喜びを味わえる区民農園を、生産緑地の貸借制度を活用して整備していきます。

障害者施設における農産物の収穫や加工・販売作業を拡充します。また、障害者施設と農業者等の協働で行う福祉連携農園について検討します。

高齢者の健康づくりに農とのふれあいを積極的に取り入れていきます。

注1) 特定生産緑地制度：生産緑地は指定後30年が経過すると区への買取申出ができるが、この買取申出開始時期を10年間延長する制度。

注2) 田園住居地域：農地の開発規制等がある新しい用途地域。

注3) 都市農地保全推進自治体協議会：市街化区域内農地を持つ38の自治体からなる組織。平成20年に設立。

注4) 農の風景育成地区制度：農地や屋敷林がまともに残っている地区の景観を保全するために、東京都が、区市町村の申請に基づき指定する制度。

施策1-3 民有樹林地や樹木の保全

保護樹木・保護樹林制度^{注1)}を周知し指定を進めます。指定後は、定期的な樹木の健全度診断や適切な管理への助言等を行います。

民有樹林地の状態の把握や日常の手入れを、区民と協働して行うための仕組みをつくりま

す。

施策1-4 憩いの森・街かどの森の拡充

区が所有者から無償で樹林地を貸借し区民へ開放する、憩いの森・街かどの森を拡充します。団体や事業者等が土地を貸借し、区民へ開放する市民緑地認定制度^{注2)}の活用について検討します。

施策1-5 生き物に配慮した樹林地の管理

清水山の森^{注3)}や中里郷土の森^{注4)}等の樹林地には、貴重な野草や生き物が生息しています。こうした自然を守るために、生き物に配慮した管理を進めます。中里郷土の森等での経験をもとに管理手法の検討を進め、憩いの森・街かどの森の管理へも広げていきます。

区民参加型の生き物調査等を実施し、生物多様性に関する理解を広げます。



清水山の森のカタクリ

注1) 保護樹木・保護樹林制度：練馬区みどりを愛し守りはぐくむ条例に基づく、民有地のみどりを保護する制度。地上から1.2mの高さにおける幹の周囲が1.5m以上の樹木を「保護樹木」、面積が300㎡以上の樹林を「保護樹林」に指定。指定された樹木等に関しては、せん定費用の補助等を実施。

注2) 市民緑地認定制度：都市緑地法に基づく制度。民有地を地域住民の利用に供する緑地として設置・管理したい者が、設置管理計画を作成し、市区町村長の認定を受けて、一定期間当該緑地を設置・管理・活用できる。

注3) 清水山の森：23区唯一の大規模なカタクリ群生地を保全するために整備された約1haの森（区立稲荷山公園内）。白子川沿いの斜面林には、「東京の名湧水57選」に選ばれた湧水もあり、カタクリ以外にも貴重な植物が生育する。

注4) 中里郷土の森：約2,500㎡の区立緑地。100年以上前からある屋敷林を生かし、練馬の自然や生き物について学べる「森の学習棟」を開設。自然解説員が常駐し、週末には様々な体験型講座を実施。

沿道や街区単位での取組の推進

沿道や街区単位での緑化を進めるため、専門スタッフによる相談体制を充実し、みどりの協定制度^{注1)}や花壇づくりの支援制度を活用して、みどりの街並みを広げます。

生け垣や沿道緑化等の推進

生け垣や沿道、壁面等への緑化助成制度を、より多くの区民が活用できるように内容や周知方法を見直します。地域の防災性を上げるため、特に緊急道路障害物除去路線^{注2)}沿いでは、周知を強化します。

施策1-7 みどり豊かな開発の促進

民有地のみどりを増やすために、開発事業に関する従来の緑化計画制度^{注3)}に加え、新たな取組の検討を進めます。

道路沿いに緑化基準以上の良好な緑化を誘導するための緑地協定^{注4)}の普及に取り組みます。あわせて、緑化をより強く義務づける制度である緑化地域^{注5)}の指定、緑化計画制度等の対象とならない小規模な宅地の緑化推進策について検討します。

また、保護樹木や保護樹林等の所有者に対し、樹木を活かした開発事例等を紹介するセミナーを開催し、みどりを活かした土地利用を促します。

空地創出を伴う大規模開発においては、東京都と連携し、公開空地にふさわしいみどりの量と質を確保するように事業者を促します。

注1) みどりの協定制度：練馬区みどりを愛し守りはぐくむ条例に基づき、一定の地域の区民と区が協定を結び、地域の緑化を推進する制度。区は苗木の供給等の支援を実施。

注2) 緊急道路障害物除去路線：震災後初期の緊急輸送機能の回復を図るために、優先的に障害物除去や応急復旧作業を行う路線。

注3) 緑化計画制度：練馬区みどりを愛し守りはぐくむ条例に基づき、開発区域の面積が300㎡以上の開発事業に対し、一定基準の緑化を義務づける制度。

注4) 緑地協定：都市緑地法に基づき、街区単位での良好な住環境を確保するために、土地所有者全員の合意によって緑地の保全または緑化に関する協定を所有者同士で締結する制度。

注5) 緑化地域：都市緑地法に基づき、市街地等において、一定規模以上の建築物の新築や増築を行う場合に、一定割合の緑化を義務づける制度。緑化地域で定める緑化率は、建築基準法の建築基準関係規定とみなされる。

みどりの拠点づくりを進める長期プロジェクト

区内には、石神井公園、大泉中央公園、光が丘公園、城北中央公園などの大規模公園のほか、みどりの拠点となる公園や樹林地が点在しています。みどりの拠点づくりを進める長期プロジェクトとして、稲荷山公園は「武蔵野の面影」、大泉井頭公園は「水辺空間の創出」をテーマに、公園の拡張・整備に着手します。

特色ある公園の整備および拡充

四季の香ローズガーデン、大泉学園町希望が丘公園や石神井松の風文化公園の拡張など、みどりの拠点となる大規模で特色ある公園を整備します。

練馬城址公園をにぎわいの拠点に

東京都が「都市計画公園・緑地の整備方針」^{注1)}において、重点公園として位置付けた練馬城址公園の整備計画に、区が求める水とみどりやにぎわい、防災の拠点としての機能が反映されるよう、引き続き、整備主体である東京都との調整を進めます。



稲荷山公園区域とその周辺

注1) 都市計画公園・緑地の整備方針：都市計画公園・緑地の整備促進を目的として、東京都・特別区・市町が合同で策定した方針。
平成32年3月頃改定予定。参考資料P64参照。

施策1-9 暮らしに潤いをもたらす身近な公園づくり

公園は、子どもたちの遊び場や高齢者の散策の場、あるいは地域のお祭りの場等として区民の生活に欠かせない施設です。区内には平成30年4月現在、681箇所の公園等がありますが、区民一人あたりの公園面積の標準である5㎡に照らすといまだ不十分です。

日常のレクリエーションの場としての公園を適切に配置するために、約1㎢の区画ごとに公園の機能や施設配置を検証し、整備・改修に取り組みます。まちづくり事業等においても、公園やオープンスペースの確保を進めます。

公園の整備にあたっては、計画段階から多様な手法により区民参加を進め、整備内容を検討します。区民参加による計画づくりを通して、活発な区民の利活用や区民による公園の管理運営へつなげ、地域のコミュニティ醸成の場となる公園を目指します。

施策1-10 良好な状態に保つ公園管理の推進

「練馬区公園施設長寿命化計画」^{注1)}に基づき、公園施設の劣化予測を踏まえた補修や更新を進めることにより、管理費用の平準化と効率的な管理を実現します。「ねりまちレポーター」制度^{注2)}等による区民からの情報を活用し、迅速に対応します。

補修工事や管理作業の実施にあたっては、引き続き、目的や内容を事前に利用者や近隣住民に十分に周知し、いただいた意見を踏まえて工事等を実施します。

施策1-11 民間の発想を活かした公園の管理運営

特色ある公園では、その魅力を最大限発揮させるために、提案内容を評価・比較するプロポーザル方式による管理運營業者の選定を進めます。評価の際は、区民参加と協働を推進する視点も重視します。大規模公園では、レストランやオープンカフェ、物販店等の誘致に向け、検討を進めていきます。

注1) 練馬区公園施設長寿命化計画：公園施設の長期的な安全性の確保や補修および更新費用の平準化等を目的とし、予防的・計画的な管理を行うための計画。平成25年策定。

注2) 「ねりまちレポーター」制度：区民がレポーターとなり、道路や公園遊具、区の設備の破損の情報をスマートフォン等で撮影し、区へ投稿する制度。区は速やかに対応し、結果を専用ホームページ（ねりレポホームページ）で公開。

施策1-12 樹木の適切な育成と更新

公園の樹木や街路樹は、台風等による被害を最小限とするなど、安全確保を基本として育成します。その上で、より良い景観となるよう配慮します。管理作業の実施にあたっては、引き続き、作業の目的や内容を地域の住民に十分に周知した上で実施します。

適切な育成管理や更新を進めるため、地域の方々の意見を集め、ガイドラインをつくります。

施策1-13 都市計画道路の整備におけるみどりの創出

【重点施策5】

都市計画道路の整備にあたっては、緑化を進め、みどりの軸を形成します。沿道の状況や区民からの要望を踏まえ、路線ごとにふさわしい樹種を選び、地域の方々や道行く人が楽しめる植栽を目指します。あわせて、沿道のまちづくりでも、みどりの創出を進めていきます。

保護樹木等がある場合は、その活用について検討します。外環の2をはじめ、東京都が事業を行う路線についても、豊かなみどりの軸としての整備について東京都と調整します。



石神井公園駅付近の河津さくら（補助132号線）

施策1-14 河川改修におけるみどりの創出

石神井川および白子川は、河川改修にあわせて、新たなみどりが創出されるよう東京都に働きかけ、みどりの軸の形成を進めます。

石神井川緑地の整備について、引き続き東京都へ要請します。

施策1-15 駅周辺のみどりの空間づくり

駅前広場の整備等にあたっては、鉄道事業者や地域住民等と連携して、地域の顔となるみどりの空間づくりを進めます。シンボルの植栽や、建築物の壁面や屋上の緑化を図るとともに、地域の商店会等と協力し、フラワーポットによる「駅からはじまる花いっぱい運動」を推進します。

施策1-16 みどり豊かな公共施設づくり

公共施設が、みどりの空間となるよう緑化に努めます。シンボルツリーの整備や花壇づくり、みどりのカーテンづくり等、みどりを増やすとともに、区民による管理について検討します。また、みどりの適切な育成管理を推進するために、指定管理者等への指導・助言を行います。

学校では、子どもたちの学びの場にふさわしいみどりを整備するため、学校の改築等の機会にあわせて、環境学習に役立つみどりやシンボルツリー等の整備を進めます。

基本方針2 みどりを育むムーブメントの輪を広げる

施策2-1 個人のみどりを地域で守る仕組みの拡充

【重点施策6】

4分の3を占める民有地のみどりを地域で守る仕組みを構築するため、テーマ別みどりの区民会議を設置し、地域に開放された個人の庭の手入れや落ち葉清掃など、区民協働の取組を広げます。みどりのまちづくりセンター^{注1)}等と連携して、多くの区民が気軽に参加できるよう工夫を凝らし、主体的な行動を起こす契機とします。

施策2-2 みどりの果たしている役割の周知

みどりの果たしている役割を区ホームページや区報、リーフレット等で広く周知します。花のみどりの相談所や中里郷土の森、リサイクルセンター等で、みどりの役割を学べるイベントや講座を充実します。また、みどりの効用を分かりやすく知らせるため、公園等への看板の設置（例、CO₂の削減量）等に取り組み、みどりに対する理解を広めます。

施策2-3 公園や憩いの森の区民管理の拡充

【重点施策7】

区立公園の区民管理の拡充

様々な機会をとらえて、区民による公園管理や花壇管理を拡大し、地域の庭としての公園への愛着を育むとともに、地域のニーズに応じた利活用を実現します。

憩いの森の区民管理の拡充

自然観察会や育成体験会などの事業を通じて、区民による憩いの森の自主管理へつなげます。

注1) みどりのまちづくりセンター：区民の主体的なまちづくり活動を支援するとともに、区民・事業者・行政から独立し、中間的な立場から協働型まちづくり事業を推進する（公財）練馬区環境まちづくり公社の組織。

施策2-4 みどりを守り育てる人材や団体の育成

パワーアップカレッジねりま^{注1)}のみどり分野で、みどりを守り育てる人材や団体を育成します。卒業生と活動団体とのマッチングを進めます。区民や団体間の交流に努め、活動の輪を広げていきます。

緑化協力員制度の見直しにあたっては、任期終了後の活用に向けた検討を進めます。

施策2-5 一人ひとりの取組を推進する多彩な講座やイベントの充実

区民のみどりへの興味を引き出し、一人ひとりの機運を高めるために、園芸講座、ガーデニングコンテスト、農に関するイベント、季節の生きものさがし、憩いの森を楽しむ講座といった多彩な講座やイベントを実施します。

施策2-6 子ども向け体験型学習の充実

次世代を担う子どもたちに、みどりや生き物と直接ふれあう場や機会を提供し、みどりを愛する心を育てます。

体験型学習の拠点である中里郷土の森では、白子川流域の自然を体験するプログラムを充実します。プレーリーダーのいるこどもの森^{注2)}では、泥遊びや木登りなど普段できない遊びを提供します。カブトムシの森事業^{注3)}についても引き続き取り組みます。



中里郷土の森でのバードウォッチング講座

注1) パワーアップカレッジねりま：地域に根差した自発的な活動に意欲ある区民の学びやスキルアップ、人脈づくり等を支援する事業。平成32年4月開校予定。

注2) こどもの森：平成27年4月に開設された約3,000㎡の区立緑地。一般的な遊具等はなく、子どもたちが豊かなみどりに囲まれて、泥遊びや木工、畑づくり等自由に遊ぶことができる。プレーリーダーが常駐し、季節に合わせた多様なイベントを実施。

注3) カブトムシの森事業：カブトムシの生息環境の整備や観察会を通して、小学生が身近なみどりに興味を持つことを目的とした事業。平成30年3月現在、羽根木憩いの森、大関山の森緑地、こぐれの森緑地の3箇所を実施。

施策2-7 区民による主体的な取組への支援と交流の推進

みどりのまちづくりセンター等と連携し、ボランティア活動の相談窓口を開設して、区民や団体などの様々な活動主体間の交流を推進し、自由な発想による主体的な取組を支援します。

施策2-8 練馬区みどりを育む基金のリニューアル

【重点施策8】

四季の香ローズガーデンの拡張工事など、複数の事業から応援したいメニューを選択できる基金にリニューアルします。また、寄付された区民には植樹活動に参加をしてもらうなど、みどりと積極的に関わることができる仕組みをつくります。

(3) 施策の体系

:みどりの区民会議の提案に係る施策

		施策	主な内容
基本方針 1 みどりのネットワークの形成	樹林地 大木 農地	1-1 重要な樹林地の保全 【重点施策1】	重要な樹林地の都市計画緑地決定
		1-2 都市農地の保全 【重点施策2】	都市農地の保全に向けた取組の推進
		1-3 民有樹林地や樹木の保全	保護樹林・保護樹木の指定
		1-4 憩いの森・街かどの森の拡充	憩いの森・街かどの森の開設
		1-5 生き物に配慮した樹林地の管理	管理手法の研究
	宅地	1-6 地域ぐるみでの緑化の推進 【重点施策3】	沿道や街区単位の取組支援
		1-7 みどり豊かな開発の促進	緑地協定の認可、緑化地域制度の検討
	公園	1-8 みどりのネットワークの拠点となる大規模な公園づくり 【重点施策4】	長期プロジェクトの着手
		1-9 暮らしに潤いをもたらす身近な公園づくり	計画段階からの区民参加
		1-10 良好な状態に保つ公園管理の推進	公園施設長寿命化計画による管理
		1-11 民間の発想を活かした公園の管理運営	プロポーザル方式による管理運営業者の選定
		1-12 樹木の適切な育成と更新	樹木の育成管理のガイドラインづくり
	道路・河川 駅等	1-13 都市計画道路の整備におけるみどりの創出 【重点施策5】	幹線道路におけるみどりの軸の形成
		1-14 河川改修におけるみどりの創出	河川改修におけるみどりの軸の形成
		1-15 駅周辺のみどりの空間づくり	駅前広場の整備に伴う緑化推進
		1-16 みどり豊かな公共施設づくり	緑化の推進
基本方針 2 みどりを育むムーブメントの輪を広げる	新しい仕組み	2-1 個人のみどりを地域で守る仕組みの拡充 【重点施策6】	個人の庭の開放や落ち葉清掃の仕組みづくり
		2-2 みどりの果たしている役割の周知	みどりの効用を伝える広報
	区民管理	2-3 公園や憩いの森の区民管理の拡充 【重点施策7】	区民による管理の箇所を増やす取組
	人材・団体育成	2-4 みどりを守り育てる人材や団体の育成	パワーアップカレッジみどり分野の開設やマッチングの推進
		2-5 一人ひとりの取組を推進する多彩な講座やイベントの充実	様々な講座やイベントの充実
		2-6 子ども向け体験型学習の充実	中里郷土の森での体験型学習の充実
		2-7 区民による主体的な取組への支援と交流の推進	相談窓口の開設
	基金制度	2-8 練馬区みどりを育む基金のリニューアル 【重点施策8】	新しい募集の開始

第5章 みどりでつながる練馬のまち (30年後の将来イメージ)

30年後には、「みどりでつながる練馬のまち」の実現を目指します。具体的な姿として、「生き生きとしたみどりの住宅地」「生きた農と共存するまち」「みどりのなかでにぎわう駅周辺のまち」の3つのイメージを示します。

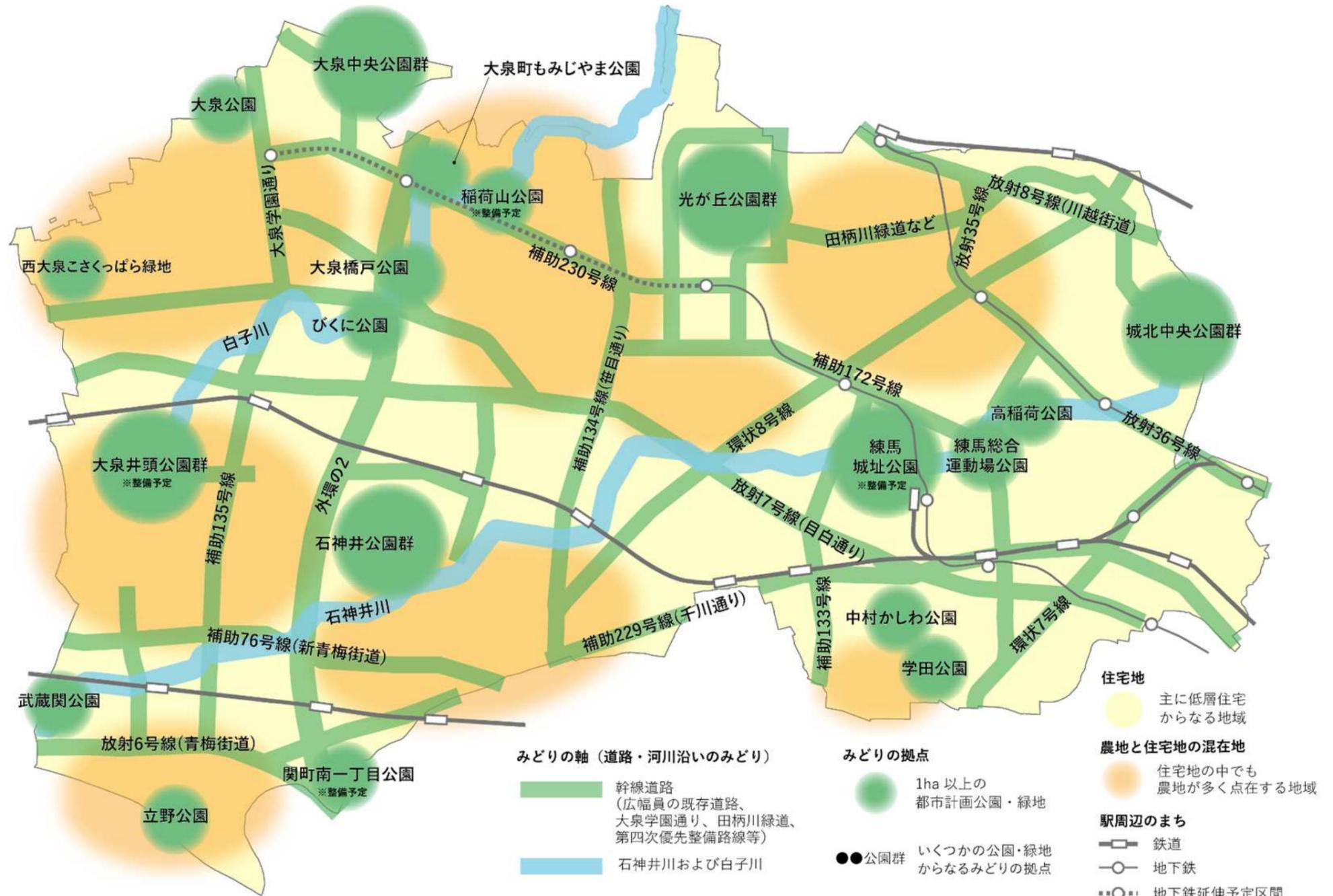
みどりのネットワークの形成

みどりのネットワークの拠点となる大規模な公園づくりを推進します。長期的なプロジェクトとして、稲荷山公園は「武蔵野の面影」、大泉井頭公園は「水辺空間の創出」をテーマに、公園を拡張・整備します。練馬城址公園は、水とみどりにぎわい、防災拠点の機能が反映されるよう、東京都と調整を行います。より多様なレクリエーションの場を提供し、区内外から多くの人を訪れるような魅力的な管理運営を進めます。幹線道路は、街路樹等を配し、みどりの軸を形成します。特に「外環の2」の整備にあたっては、豊かなみどりの軸としての整備について東京都と調整します。石神井川、白子川の改修にあわせた緑化を東京都へ働きかけ、みどりの軸の形成を推進します。

みどりを育むムーブメントの輪を広げる

様々な機会をとらえて、区民による公園管理や花壇管理を拡大します。「ねりまちレポーター」制度等による区民からの情報を活用し、良好な公園管理を進めます。樹木の適切な育成管理を進めるため、地域の方々の意見を集め、ガイドラインを作成します。みどりに関心や愛着を持つきっかけとなるよう基金をリニューアルします。複数の事業から応援したいメニューを選択できるようにし、寄付された区民には植樹活動に参加してもらおうなど、みどりと積極的に関わることができる仕組みをつくります。

	現況 (30年4月現在)	30年後
大規模公園面積等	25か所 約 152.1ha	28か所 約 224.3ha
幹線道路整備延長	約 57km	約 88km
河川改修完了延長	約 11km	約 18km



1 生き生きとしたみどりの住宅地

みどりのネットワークの形成

屋敷林等の樹林地のうち、特に希少な樹林地は都市計画緑地として保全に努めます。暮らしに潤いをもたらす身近な公園の整備および改修を進めます。計画段階から区民参加と協働を進め、活発な利活用や公園の管理運営へつなげます。

みどりの協定や花壇づくりの支援制度等を活用し、地域ぐるみでの緑化を推進します。

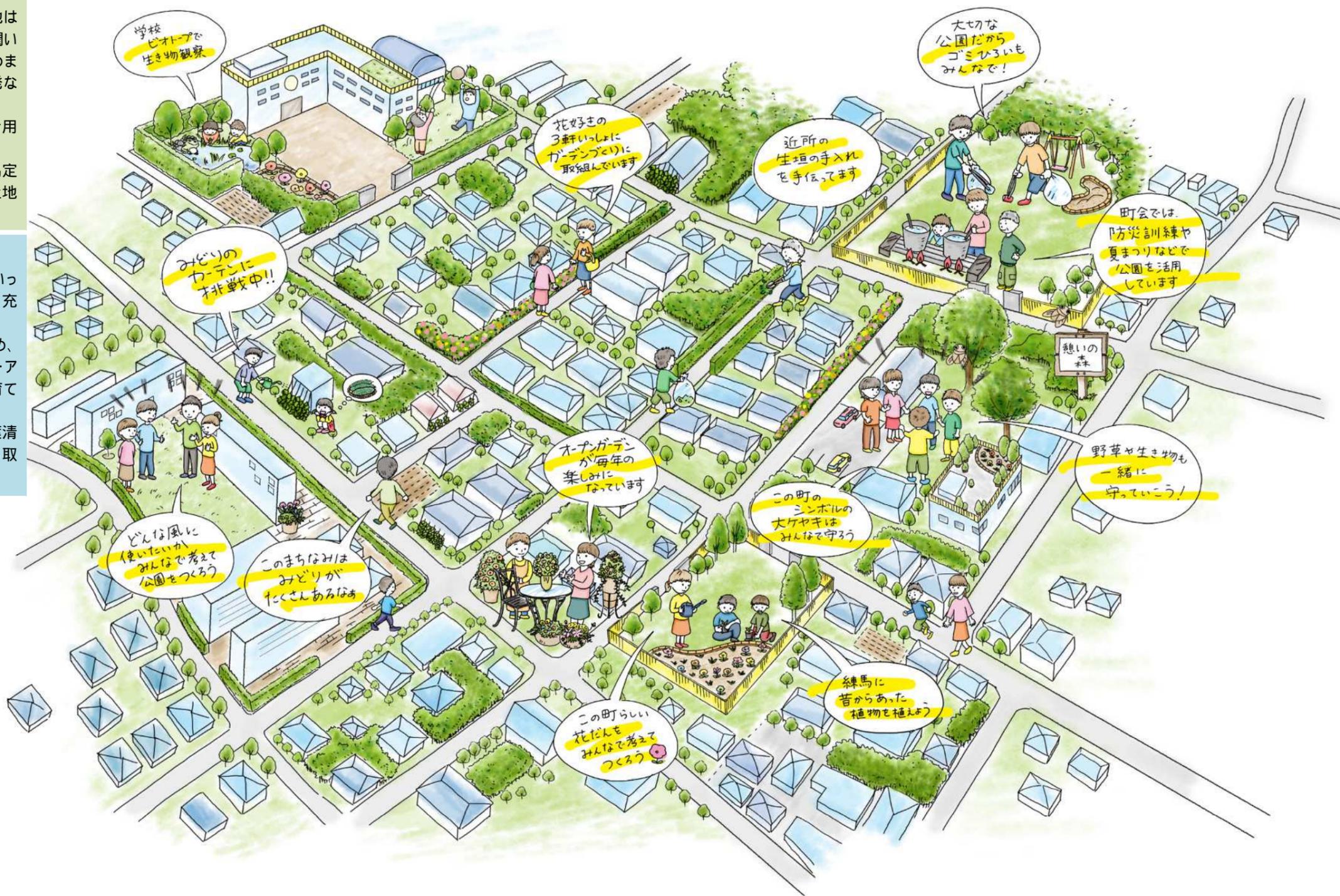
みどり豊かな開発へ誘導するために、緑地協定の普及を図るとともに、既存のみどりを活かした土地利用のセミナーを開催します。

みどりを育むムーブメントの輪を広げる

ガーデニングコンテストやオープンガーデンといった、一人ひとりの取組の機運を高めるイベントを充実します。

区民による公園や憩いの森の管理運営を進め、愛着を育むとともに利活用を推進します。パワーアップカレッジねりまのみどり分野で、みどりを守り育てる人材や団体を育成します。

地域に開放された個人の庭の手入れや落ち葉清掃を地域で行い、地域のみどりとして守り育てる取組を進めます。



2 生きた農と共存するまち

みどりのネットワークの形成

生産緑地の貸借制度の活用や、特定生産緑地の指定の推進、田園住居地域の指定に向けた検討を進め、都市農地の保全に取り組みます。

農家レストランや直売所の整備に取り組む農業者への支援など、都市農業経営を支援します。

農の風景公園や区民農園を整備、区民が農と親しむ取組を充実します。

みどりを育むムーブメントの輪を広げる

農の魅力を活かしたまちづくりの検討を地域の区民とともに進めます。

農の学校において、ねりま農サポーターを育成し、農業者とのマッチングを図ります。農業を担いたい区民が就農できるよう農業技術習得の機会を拡充します。

庭先の直売所や果樹あるファームといった、区民が新鮮な農産物を購入できる場や摘み取りを楽しめる場を増やしていきます。

障害者施設と農業者等の協働による福祉連携農園の検討や高齢者の健康づくりに農とのふれあいを取り入れていきます。

農業者や東京あおば農業協同組合と連携し、野菜ウォークラリーなどのイベントの充実を図ります。



3 みどりのなかでにぎわう駅周辺のまち

みどりのネットワークの形成

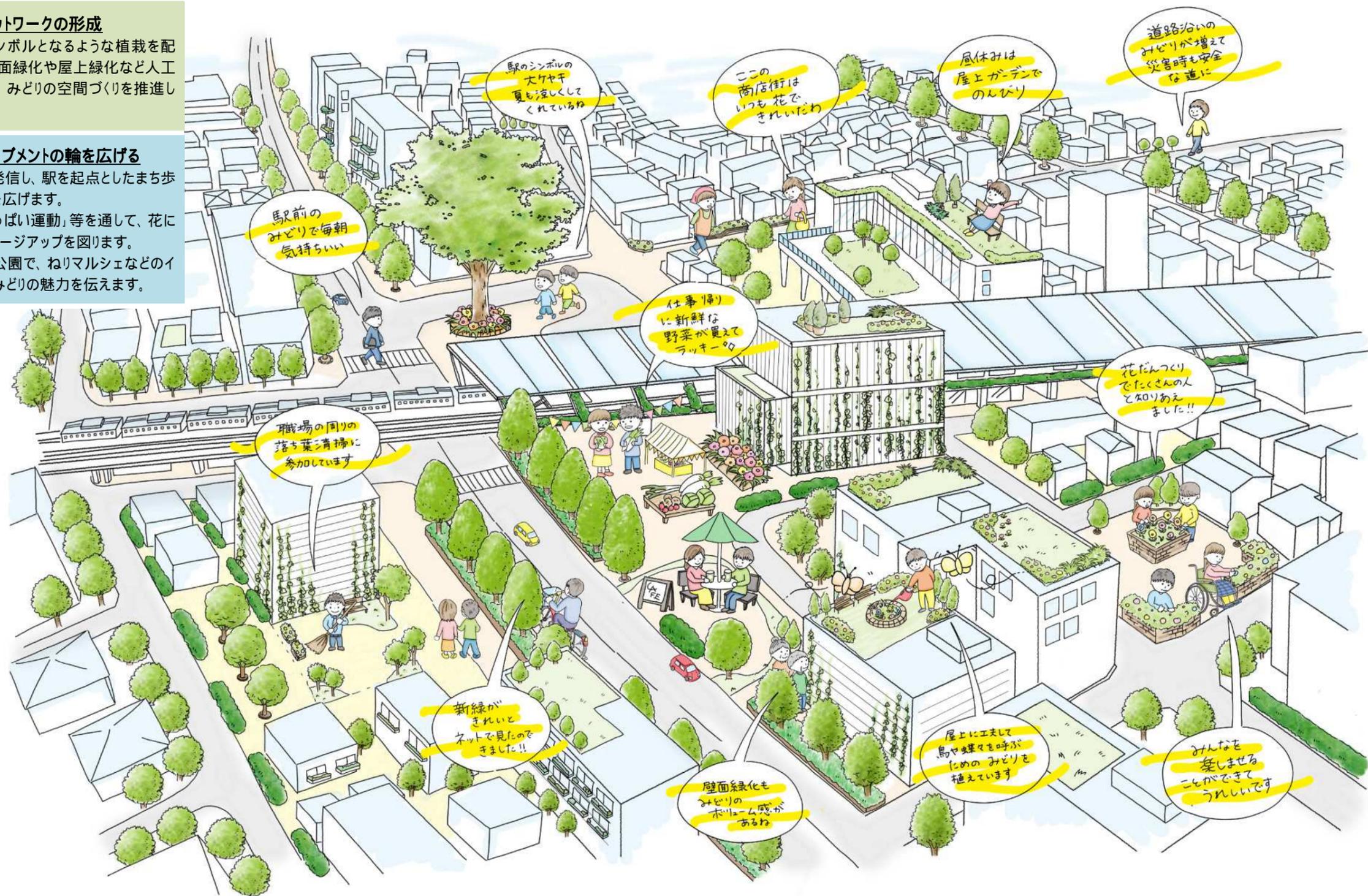
駅前広場などにはシンボルとなるような植栽を配し、周辺の建築では、壁面緑化や屋上緑化など人工地盤上の緑化を誘導し、みどりの空間づくりを推進します。

みどりを育むムーブメントの輪を広げる

みどりに関する情報を発信し、駅を起点としたまち歩きやポタリングの楽しみを広げます。

「駅からはじまる花いっぱい運動」等を通して、花による駅前や商店会のイメージアップを図ります。

駅前広場や駅近くの公園で、ねりマルシェなどのイベントを開催し、練馬のみどりの魅力を伝えます。



第6章 計画の推進

1 推進体制

区は、目標の達成に向け、多様な主体との連携を強化し、区民や事業者に、必要な情報提供や活動支援を行います。国・東京都・関係自治体、研究機関とも連携して、先進事例等を参考に新しい施策に向けた研究に努めます。

区民・活動団体

地域のみどりに関心を持ち、みどりを守り増やす活動主体として、参加、協働します。

事業者

事業活動を通して、施策に参加、協働します。特にみどりと直接関わる事業者は、公園の管理運営や農地の活用等の分野で、積極的に役割を果たします。

中間支援組織

ノウハウや人的ネットワーク、情報等を多様な主体に提供し、活動を支援します。区は、みどりのまちづくりセンターを始めとする中間支援組織との連携を強化します。

練馬区緑化委員会

練馬区みどりを愛し守りはぐくむ条例に基づく附属機関として、みどりの創出と保全に関する重要な事項を調査審議します。

練馬区みどりの区民会議

みどりの区民会議は、本計画の改定において、具体的な施策を提案する役割を担います。テーマ別みどりの区民会議は、地域でみどりを守り育てる仕組みづくりを進めます。

2 進行管理

施策の実行

施策は計画的に推進します。重点施策は、アクションプランに位置づけます。みどりの区民会議の提案は、テーマ別みどりの区民会議を中心に検討し、実施していきます。

5年毎の調査および評価

目標に対する達成状況を把握するため、区民意識意向調査を実施します。必要に応じて、公園の利用実態調査やアンケート調査等を実施します。

みどりの変化を把握するため、みどりの実態調査を実施します。調査にあたっては、みどりの量だけではなく、みどりに関する区民活動に着目した質の観点も加えて実施します。評価方法については、専門的な知見を有する団体や大学等の研究機関の協力を得ます。

緑化委員会において、進捗状況を評価し、見直しの必要性や方向性等について議論してもらいます。

みどりの区民会議の活用

施策の具体的な見直しにあたっては、みどりの区民会議からの提案・助言をいただきます。

計画の改定

計画の改定については、緑化委員会へ諮問します。また、区民意見反映制度、みどりの区民会議等、広く区民から意見をお聴きします。

3 関連する計画

区の計画との関係

「練馬区都市計画マスタープラン」^{注1)}、「練馬区産業振興ビジョン」^{注2)}、「練馬区公共施設等総合管理計画」^{注3)}との整合性を確保します。

広域的な方針との関係

「都市計画公園・緑地の整備方針」と「緑確保の総合的な方針」^{注4)}の改定作業に当たっては、本計画を反映するよう調整を進めていきます。



区民による花壇づくりや樹名札付けの活動

注1) 練馬区都市計画マスタープラン：まちの将来像や都市計画の基本的方針を定めた計画。平成27年改定。

注2) 練馬区産業振興ビジョン：都市農地の保全に関する取組を示した計画。平成28年策定。

注3) 練馬区公共施設等総合管理計画：区立施設や都市インフラの維持・更新、管理の総合的マネジメントの方針を定めた計画。平成29年策定。

注4) 緑確保の総合的な方針：民有地の緑の確保等について、東京都・特別区・市町村合同で策定した方針。平成32年3月頃改定予定。参考資料P65参照。

参考資料

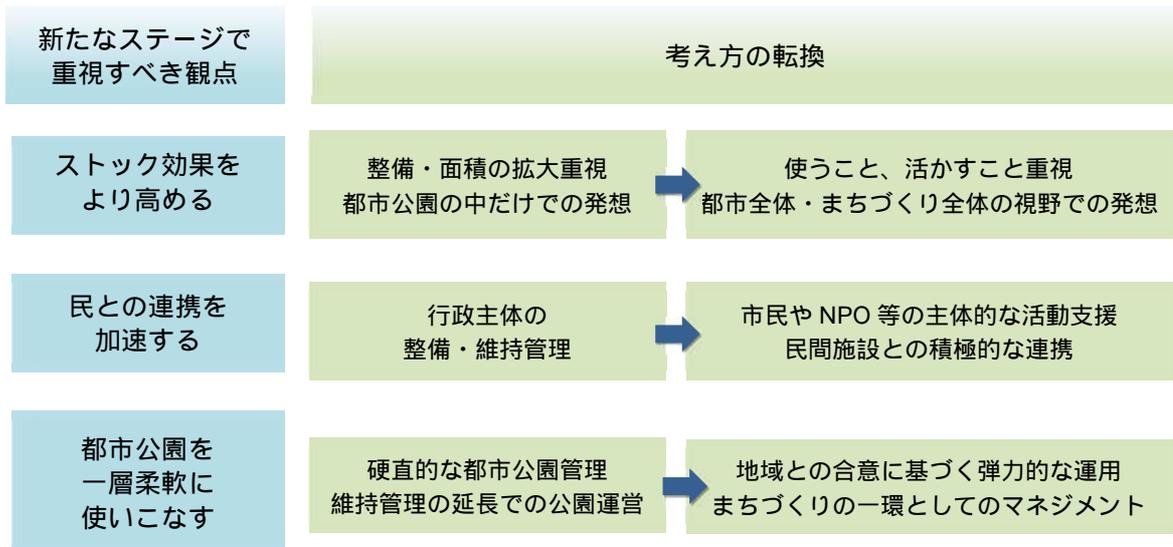
目 次

国の動向および関係する法改正	45
東京都の計画	47
練馬区およびみどりの概況	50
施策の認知度等	59
練馬区緑化委員会の答申	61
練馬区みどりの区民会議の提案	62
緑視率の調査方法	63
都市計画公園・緑地の整備方針	64
緑確保の総合的な方針	65

国の動向および関係する法改正

新たなステージに向けた緑とオープンスペース政策の展開について（平成28年5月）

国土交通省は「新たなステージに向けた緑とオープンスペース政策の展開について」を発表し、これからのみどり施策について、重視すべき観点として以下の考え方を示しました。



これからの社会を支える都市緑地計画の展望（平成28年6月）

国の研究機関である国土技術政策総合研究所^{注1)}は「これからの社会を支える都市緑地計画の展望」を発表し、みどりの総合計画を策定するにあたり、以下の着目すべき新たな視点を示しました。

【環境負荷の低減とQOLの向上】

緑地計画における主な指標として、これまで一人あたり公園面積や緑被率が用いられてきたが、人口減少時代の今日では、それだけで十分とはいえなくなっている。今後の緑の基本計画は、**緑の量的確保だけではなく、質的向上**が求められる。そのためには、従前の量的な評価だけでなく、緑の質や機能を評価する手法や指標を設定していく必要がある。

【地域が抱える社会問題の解決】

地域における緑の功罪は、人の活動の有無によって分かれる。**緑の量ではなく、そこで行われる人の活動に着目し**、その活動が行われることによって、社会問題がどの程度解決されたかという視点で緑地計画の成果を判断すべきである。

注1) 国土技術政策総合研究所：住宅・社会資本分野の国の研究機関。国土交通省の行政部門と連携し、技術政策研究の実施を通して、政策支援・技術支援を行っている。

関係する法改正

平成29年6月、民間活力を最大限に活かした、みどりとオープンスペースの整備や保全を効果的に推進するため、みどりに関する法が改正され、新たな制度が盛り込まれました。

また、都市農地に関連する法も改正・制定され、これまでの都市計画制度では「宅地化すべきもの」として位置づけられていた都市農地は、良好な都市環境を発揮させるために必要なものとして、見直しがなされました。

公園・緑地関連

都市公園法（平成29年改正）

- ・都市公園での保育所等を含む「社会福祉施設」の設置が可能に
- ・民間事業者による公共還元型の収益施設の設置管理制度の創設
- ・公園の活性化に関する協議会の設置について追加

都市緑地法（平成29年改正）

- ・「緑地」の定義に「農地」が追加
- ・市民緑地認定制度の創設

都市農地関連

都市農業振興基本法（平成27年制定）

- ・都市農業の安定的な継続を図り、多様な機能を発揮させることで良好な都市環境を形成することが目的。同法に基づき、国は平成28年に「都市農業振興基本計画」を策定

都市計画法（平成29年改正）

- ・新たな用途地域として「田園住居地域」を創設

生産緑地法（平成29年改正）

- ・生産緑地の面積要件を条例で300㎡まで下げることが可能に
- ・生産緑地内に農家レストラン等の設置が可能に

都市緑地法（平成29年改正）

- ・「緑地」の定義に「農地」が追加

都市農地の貸借の円滑化に関する法律（平成30年制定）

- ・都市農地の貸借により、都市農業の有する機能の発揮を通じて都市住民の生活の向上を図る

東京都の計画

都市づくりのグランドデザイン（平成29年9月）

2040年代の目指すべき東京の都市の姿、その実現に向けた都市づくりの基本的な方針および具体的な方策が示されています。

当グランドデザインでは地域の特色を活かしながら、東京全体の活力と魅力を発揮させるために、4つの地域区分を設定しています。

練馬区は「新都市生活創造域」に属しており、以下のような将来像が示されています。

新都市生活創造域

おおむね環状七号線から、西側はJR武蔵野線まで、東側は都県境までの区域

将来像

駅を中心に機能を集約した拠点が形成されるとともに、木造住宅密集地域の解消や大規模団地の更新などに併せ、緑と水に囲まれたゆとりのある市街地が形成され、子供たちが伸びやかに育つことができる快適な住環境が再生・創出されています。

さらに、農地、屋敷林、樹林地などが保全され、良好な緑地が維持されるとともに、誰もが気軽に利用できる農空間や公園などが確保され、子供や高齢者などのコミュニティ形成を図る身近な緑の空間の一つとして活用されています。

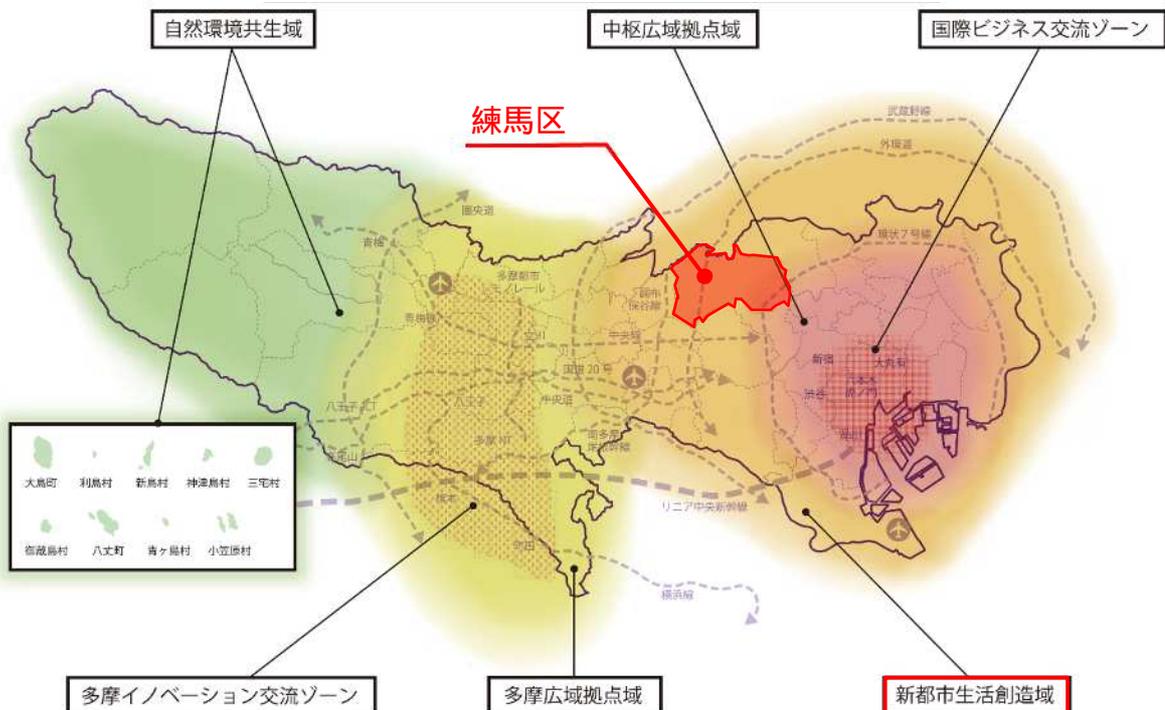


図1 都市づくりのグランドデザインにおける4つの地域区分と2つのゾーン

個別の拠点や地域の将来像

光が丘

駅周辺に商業、文化、医療などの生活に必要な機能の立地や更新が進み、豊かな街路樹や光が丘公園などの緑あふれる環境の中に多様な世代が住む、ゆとりとにぎわいのある住宅市街地が形成されています。

土支田～大泉学園町・外環道大泉IC/JCT周辺

都市計画道路などの整備に併せて、沿線に生活利便施設や公共・公益施設等の集積が進み、その周辺には農と住が調和した緑豊かな住宅地が形成されています。

練馬

交通結節機能が強化され、商業、文化、防災機能や公共・公益施設が集積し、にぎわいや交流の生まれる拠点が形成されています。

石神井・大泉学園

交通結節機能が強化され、商業、文化、生活サービス施設等が集積し、利便性の高い拠点が形成されています。

石神井公園の緑やアニメなど、地域資源を生かした取組により、地域の魅力が向上し、交流の生まれるまちが形成されています。

上石神井・外環道青梅街道IC周辺

道路と鉄道との立体化を契機に駅周辺のまちづくりが進み、にぎわいのある市街地が形成されるとともに、外環道ICと地上部街路の整備、団地の更新などにより、利便性が高く緑豊かな地域が創出されています。

東京における土地利用に関する基本方針（平成31年2月）

東京都では、都市づくりのグランドデザインを踏まえた土地利用のあり方に関する基本方針の検討を進めており、平成31年2月に東京都都市計画審議会より基本方針について答申が出されました。今後、都市計画区域マスタープランに反映される予定です。

都市づくりのグランドデザインを踏まえた土地利用の方針

- ・将来の社会経済情勢などの大きな変化にも的確に対応できる都市として、東京は持続的な発展を目指す、等。

厚みとつながりのあるみどりの充実、みどりの量的な底上げと質の向上 地域区分等の特性に応じた土地利用の誘導

・新都市生活創造域

みどりの骨格となる都市計画公園や河川沿いの緑地、街路樹の整備に加え、大規模団地の建替えによる緑化や、都市開発諸制度等を活用した国分寺崖線沿いの樹林や湧水の保全に取り組むとともに、田園住居地域等の活用により、営農意欲の高い農地や屋敷林が特徴ある風景を形成している地域を保全し、厚みとつながりのあるみどりの骨格の形成を促進すべきである。また、農地の保全に当たっては、居住環境と営農環境との調和を図り、地域全体として魅力を向上すべきである。

緑施策の新展開（平成24年5月）

生物多様性の保全に関する都の現在の施策と将来の方向性が示されています。生物多様性の保全に向けたあらゆる主体の参画と協力を得ながら、緑施策を強化し、発展させ、人と自然とが共生できる緑豊かな都市東京を実現するため、以下のような将来像と目標が掲げられています。

将来像

- ・四季折々の緑が都市に彩りを与え、地域ごとにバランスの取れた生態系を再生し、人と生きものの共生する都市空間を形成している。
- ・豊かな緑が、人々にうるおいやすらぎを与えるとともに、延焼防止や都市水害の軽減、気温や湿度の安定等に寄与し、都民の安心で快適な暮らしに貢献している。
- ・東京で活動する多様な主体が生物多様性の重要性を理解し、行動している。

目標（2020年）

【まもる】～緑の保全強化～

- ・東京に残された貴重な緑である農地や森林などが保全されている。
- ・生態系に配慮した緑の確保や外来種対策等が講じられ、希少種等の保全が進んでいる。
- ・水質改善の取組が進み、川や海などの水辺空間が、都民により一層身近なものとなっている。

【つくる】～緑のネットワーク化～

- ・2016年までの10年間で1,000haの新たな緑が創出されるとともに、2020年までに新たに都市公園等433haの整備が進むなど、緑あふれる都市東京が実現している。
- ・荒川から石神井川、調布保谷線を通じて多摩川へとつながる直径30kmの緑のリングが形成されるなど、公園や緑地を街路樹や緑化された河川で結ぶ「グリーンロード・ネットワーク」が充実している。

【利用する】～緑の持続可能な利用の促進～

- ・都民、企業、NPOなど、あらゆる主体が生物多様性の重要性を理解し、行動している。
- ・緑のムーブメントが定着し、都民、企業等による主体的な緑化や保全活動が活性化している。

練馬区およびみどりの概況

地形

区の地形は、海拔約30～50m前後の武蔵野台地により形成され、西側が高く東側に行くにつれて低くなっていますが、ほとんど高低差がなく、なだらかです。

地質は、地質年代からみると比較的新しい時代に形成された地層で、台地は洪積層、低地は沖積層からなっています。洪積層は、上部の関東ローム層、中部の粘土砂の互層、下部の砂れき層から構成されています。



図2 地形図

出典：国土地理院「基盤地図情報」より作成

河川・湧水

区を東西に横断するように、石神井川が流れています。また、東大泉を起点として、白子川が埼玉県に向かい北上しています。いずれも荒川水系に属する一級河川^{注1)}です。現在も河床等から湧水を確認することができます。

昭和30年代から40年代にかけ、都市化に伴い雨水の地下浸透量が減少し、飲用水等のための地下水の揚水量も増加したため、地下水位は大きく低下しました。その後、揚水規制により一定程度まで地下水位は回復し、稻荷山憩いの森等で豊富な湧水を見ることができます。清水山の森にある湧水は、「東京の名湧水57選」に選定されています。



清水山の森の湧水

注1) 一級河川：一級水系（国土保全上又は国民経済上特に重要な水系で、政令で指定されたもの）に係る河川のうち、河川法による管理を行う必要があり、国土交通大臣が指定した河川。

土地利用

周辺の自治体と比較して農用地が多いことが区の特徴であり、その多くは区の一部から北西部にかけて分布しています。

約63%を宅地が占めており、区部全体と比較して宅地の割合が高く、住宅都市の特性が表れています。

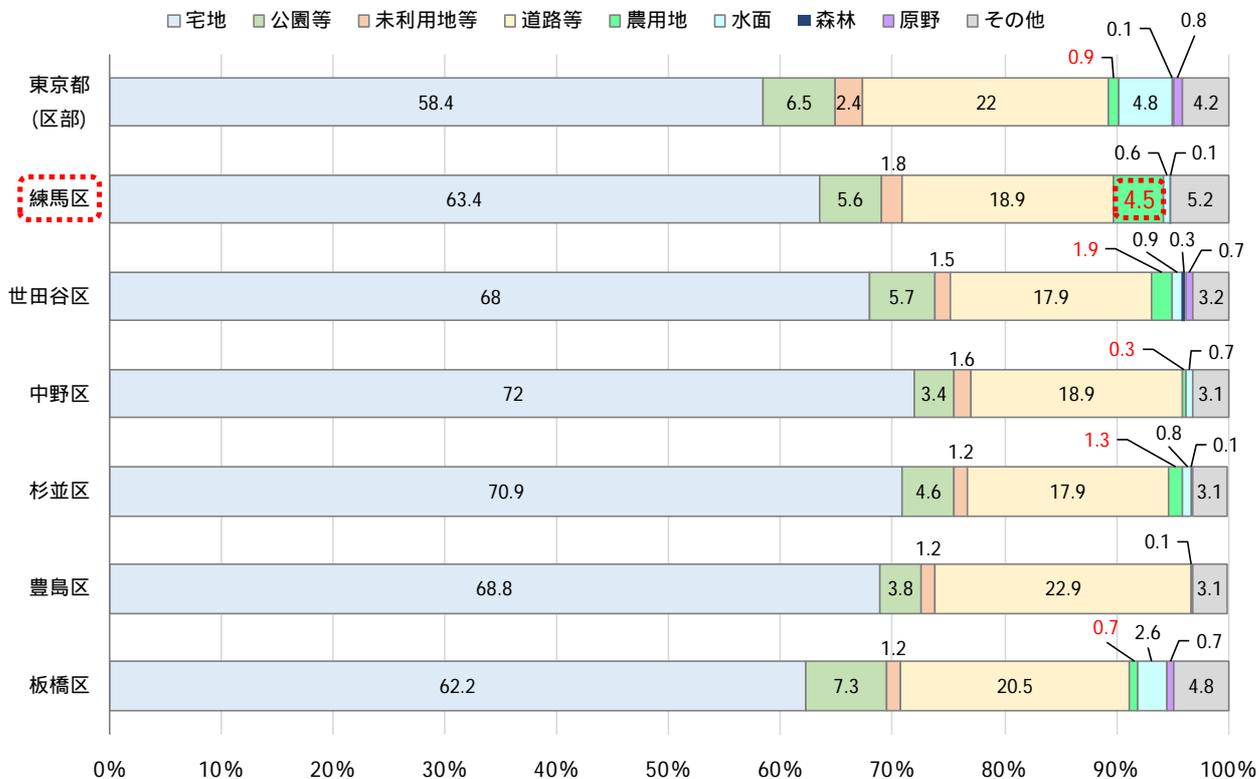


図3 周辺自治体との土地利用の比較

資料：東京都「東京の土地利用(平成28年)」より作成

人口・世帯数

平成31年1月1日現在の区の総人口は732,433人であり、人口密度は15,234人/km²です。区では、平成31年1月の住民基本台帳人口を基準人口とし、人口推計を行いました。

総人口は30年後の平成61年に約761,000人に達し、その後、減少に転じる見込みです。一般的に「高齢化率」と呼ばれている高齢者人口比率^{注1)}は、平成31年1月時点では21.8%ですが、30年後には27.3%に達し、「4人に一人が高齢者」という状況になります。

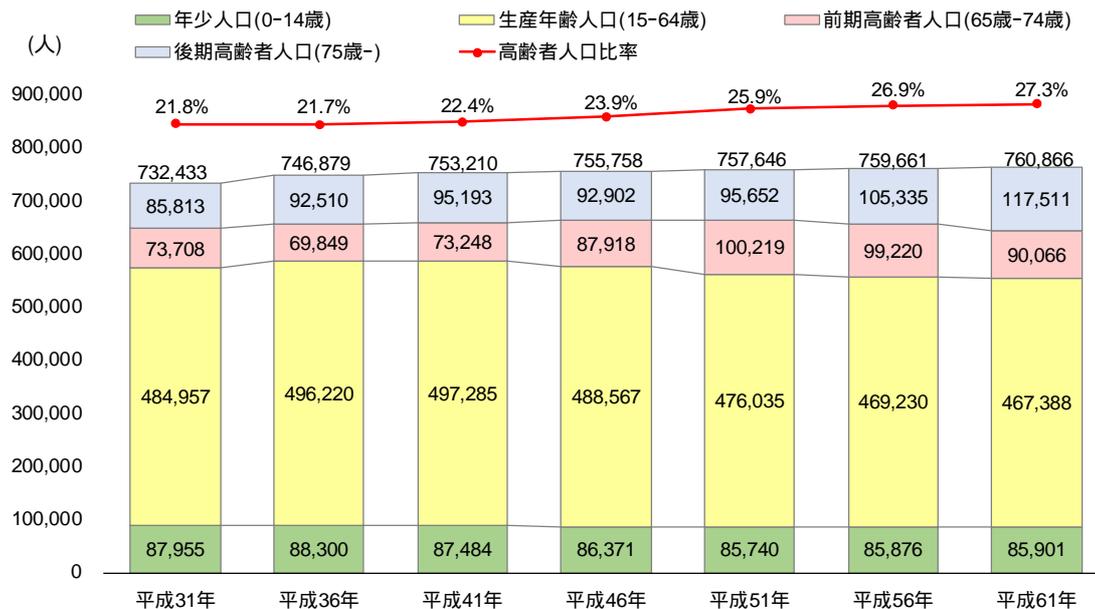


図4 総人口の将来推計人口(平成31年~平成61年)

周辺自治体と15歳未満世帯員のいる世帯の割合を比較すると、子育てをするファミリー層の割合が比較的高いという特徴がみられます。

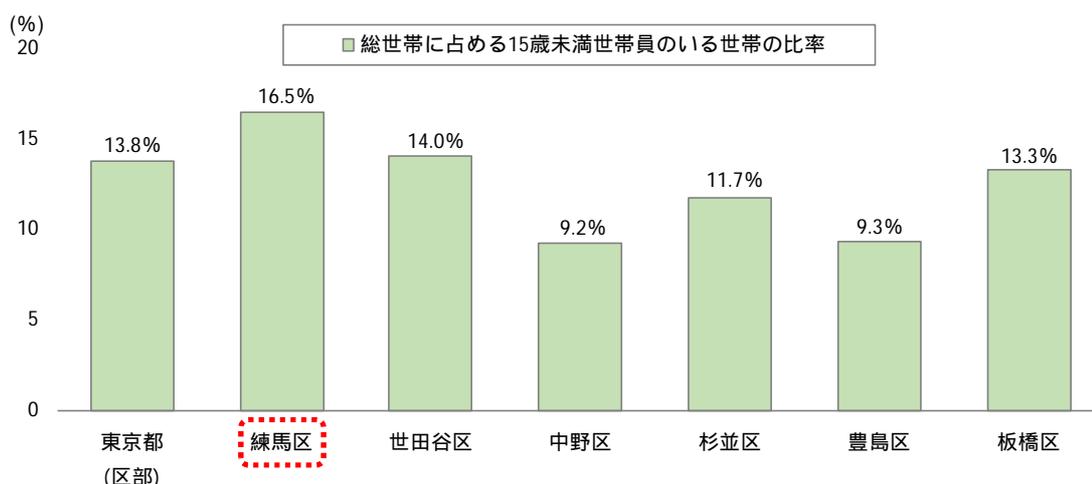


図5 周辺自治体との15歳未満世帯員がいる世帯割合の比較

資料：総務省「平成27年国勢調査」より作成

注1)高齢者人口比率：総人口に占める65歳以上の人口の比率

町丁目別の緑被率

町丁目別の緑被率は、光が丘や大泉学園町等の大規模な公園がある地域や、農地が多くある北西部では高く、宅地や商業地域が広がる南東部や駅周辺では低くなっています。

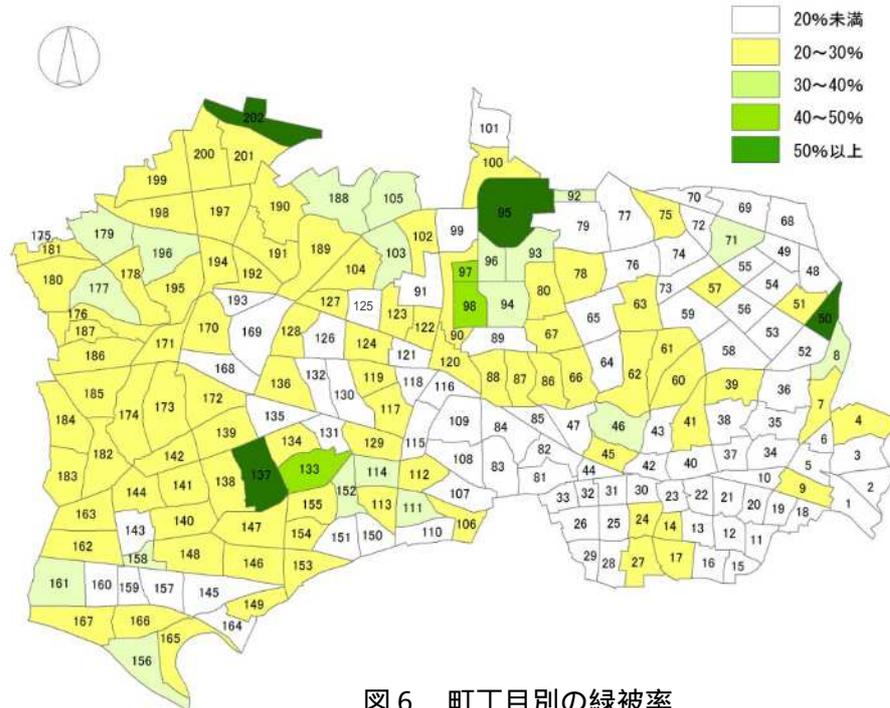


図6 町丁目別の緑被率

出典：「練馬区みどりの実態調査(平成29年3月)」

町丁目別の樹木地^{注1)}・樹林地の状況

町丁目別の樹木地率は、大規模な公園やとしまえんがある地域が高くなっています。緑被率に比べ、地域的な差はほとんどありません。

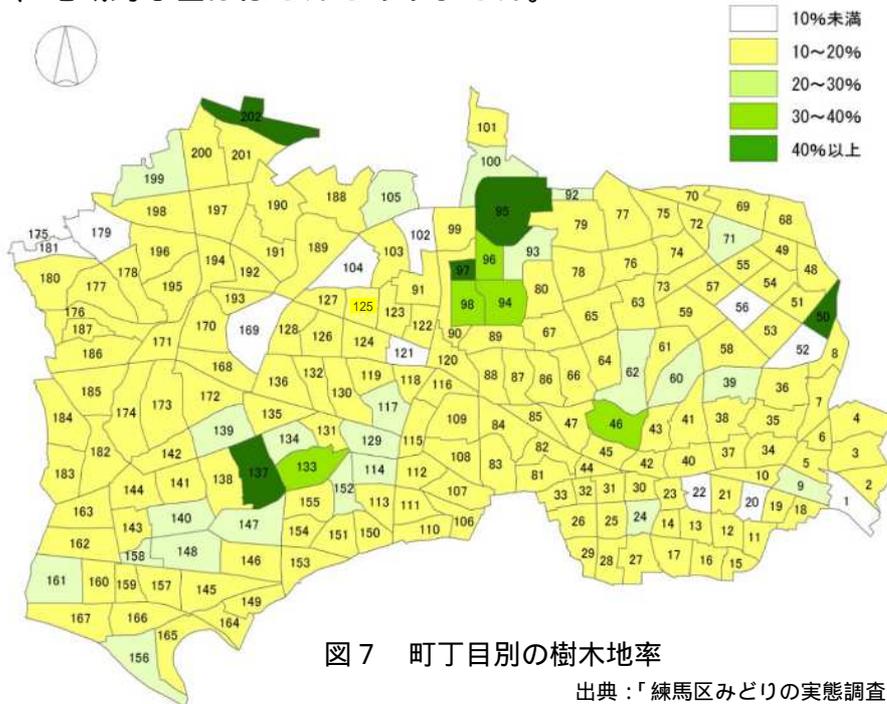


図7 町丁目別の樹木地率

出典：「練馬区みどりの実態調査(平成29年3月)」

注1) 樹木地：樹木地は樹木で覆われている土地のこと。単木であっても含まれ、樹林地とは限らない。

表1 図6および図7の番号(1~100)に対応する町丁目一覧

番号	町丁目	番号	町丁目	番号	町丁目	番号	町丁目	番号	町丁目
1	旭丘一丁目	21	豊玉北四丁目	41	練馬二丁目	61	早宮四丁目	81	貫井一丁目
2	旭丘二丁目	22	豊玉北五丁目	42	練馬三丁目	62	春日町一丁目	82	貫井二丁目
3	小竹町一丁目	23	豊玉北六丁目	43	練馬四丁目	63	春日町二丁目	83	貫井三丁目
4	小竹町二丁目	24	中村一丁目	44	向山一丁目	64	春日町三丁目	84	貫井四丁目
5	栄町	25	中村二丁目	45	向山二丁目	65	春日町四丁目	85	貫井五丁目
6	羽沢一丁目	26	中村三丁目	46	向山三丁目	66	春日町五丁目	86	高松一丁目
7	羽沢二丁目	27	中村南一丁目	47	向山四丁目	67	春日町六丁目	87	高松二丁目
8	羽沢三丁目	28	中村南二丁目	48	錦一丁目	68	北町一丁目	88	高松三丁目
9	豊玉上一丁目	29	中村南三丁目	49	錦二丁目	69	北町二丁目	89	高松四丁目
10	豊玉上二丁目	30	中村北一丁目	50	氷川台一丁目	70	北町三丁目	90	高松五丁目
11	豊玉中一丁目	31	中村北二丁目	51	氷川台二丁目	71	北町四丁目	91	高松六丁目
12	豊玉中二丁目	32	中村北三丁目	52	氷川台三丁目	72	北町五丁目	92	光が丘一丁目
13	豊玉中三丁目	33	中村北四丁目	53	氷川台四丁目	73	北町六丁目	93	光が丘二丁目
14	豊玉中四丁目	34	桜台一丁目	54	平和台一丁目	74	北町七丁目	94	光が丘三丁目
15	豊玉南一丁目	35	桜台二丁目	55	平和台二丁目	75	北町八丁目	95	光が丘四丁目
16	豊玉南二丁目	36	桜台三丁目	56	平和台三丁目	76	田柄一丁目	96	光が丘五丁目
17	豊玉南三丁目	37	桜台四丁目	57	平和台四丁目	77	田柄二丁目	97	光が丘六丁目
18	豊玉北一丁目	38	桜台五丁目	58	早宮一丁目	78	田柄三丁目	98	光が丘七丁目
19	豊玉北二丁目	39	桜台六丁目	59	早宮二丁目	79	田柄四丁目	99	旭町一丁目
20	豊玉北三丁目	40	練馬一丁目	60	早宮三丁目	80	田柄五丁目	100	旭町二丁目

表2 図6および図7の番号(101~202)に対応する町丁目一覧

番号	町丁目	番号	町丁目	番号	町丁目	番号	町丁目	番号	町丁目
101	旭町三丁目	121	谷原二丁目	141	石神井台五丁目	161	関町北三丁目	181	西大泉六丁目
102	土支田一丁目	122	谷原三丁目	142	石神井台六丁目	162	関町北四丁目	182	南大泉一丁目
103	土支田二丁目	123	谷原四丁目	143	石神井台七丁目	163	関町北五丁目	183	南大泉二丁目
104	土支田三丁目	124	谷原五丁目	144	石神井台八丁目	164	関町南一丁目	184	南大泉三丁目
105	土支田四丁目	125	谷原六丁目	145	上石神井一丁目	165	関町南二丁目	185	南大泉四丁目
106	富士見台一丁目	126	三原台一丁目	146	上石神井二丁目	166	関町南三丁目	186	南大泉五丁目
107	富士見台二丁目	127	三原台二丁目	147	上石神井三丁目	167	関町南四丁目	187	南大泉六丁目
108	富士見台三丁目	128	三原台三丁目	148	上石神井四丁目	168	東大泉一丁目	188	大泉町一丁目
109	富士見台四丁目	129	石神井町一丁目	149	上石神井南町	169	東大泉二丁目	189	大泉町二丁目
110	南田中一丁目	130	石神井町二丁目	150	下石神井一丁目	170	東大泉三丁目	190	大泉町三丁目
111	南田中二丁目	131	石神井町三丁目	151	下石神井二丁目	171	東大泉四丁目	191	大泉町四丁目
112	南田中三丁目	132	石神井町四丁目	152	下石神井三丁目	172	東大泉五丁目	192	大泉町五丁目
113	南田中四丁目	133	石神井町五丁目	153	下石神井四丁目	173	東大泉六丁目	193	大泉町六丁目
114	南田中五丁目	134	石神井町六丁目	154	下石神井五丁目	174	東大泉七丁目	194	大泉学園町一丁目
115	高野台一丁目	135	石神井町七丁目	155	下石神井六丁目	175	西大泉町	195	大泉学園町二丁目
116	高野台二丁目	136	石神井町八丁目	156	立野町	176	西大泉一丁目	196	大泉学園町三丁目
117	高野台三丁目	137	石神井台一丁目	157	関町東一丁目	177	西大泉二丁目	197	大泉学園町四丁目
118	高野台四丁目	138	石神井台二丁目	158	関町東二丁目	178	西大泉三丁目	198	大泉学園町五丁目
119	高野台五丁目	139	石神井台三丁目	159	関町北一丁目	179	西大泉四丁目	199	大泉学園町六丁目
120	谷原一丁目	140	石神井台四丁目	160	関町北二丁目	180	西大泉五丁目	200	大泉学園町七丁目
								201	大泉学園町八丁目
								202	大泉学園町九丁目

生産緑地の分布状況

生産緑地の多くは、区を中心から北西部に分布しており、特に北西部には大規模な生産緑地が残っています。

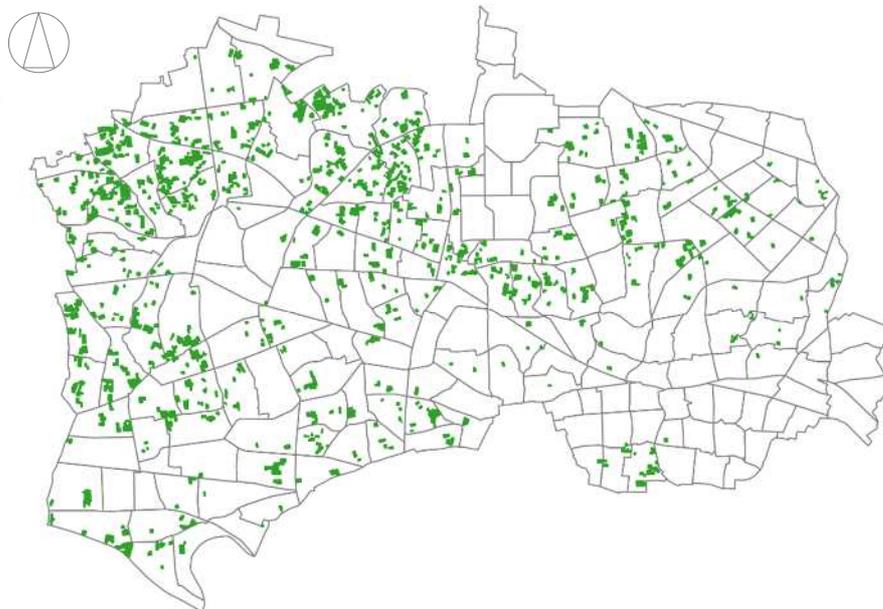


図8 生産緑地の分布図

出典：「練馬区みどりの実態調査(平成29年3月)」

公園の状況

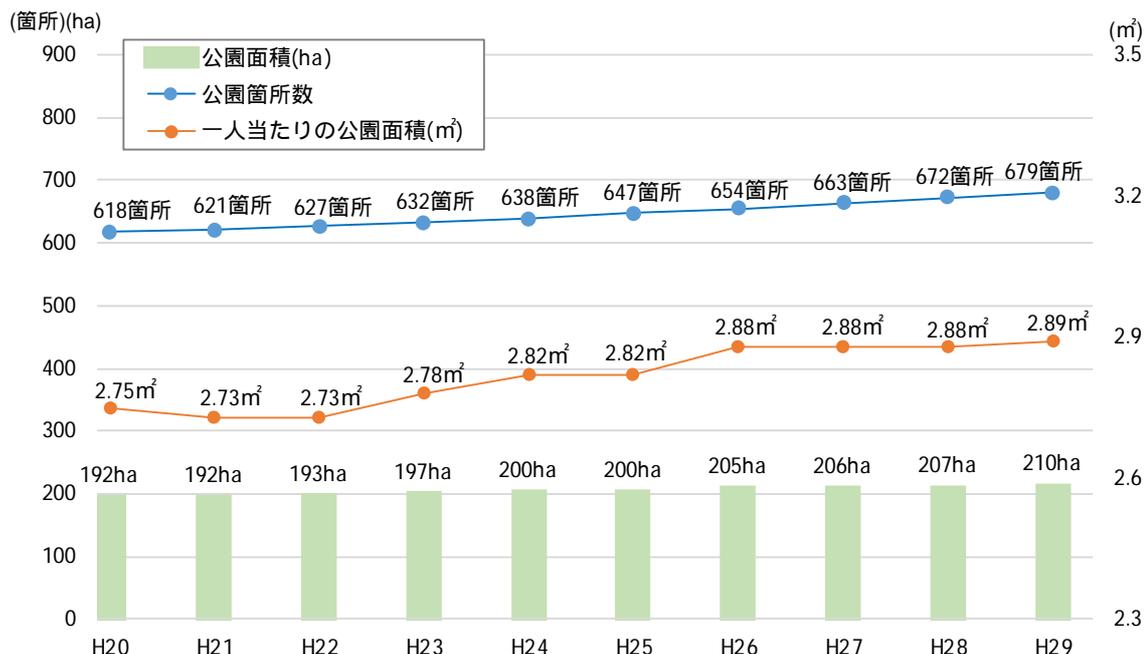


図9 区内の公園面積の推移（都立公園含む）

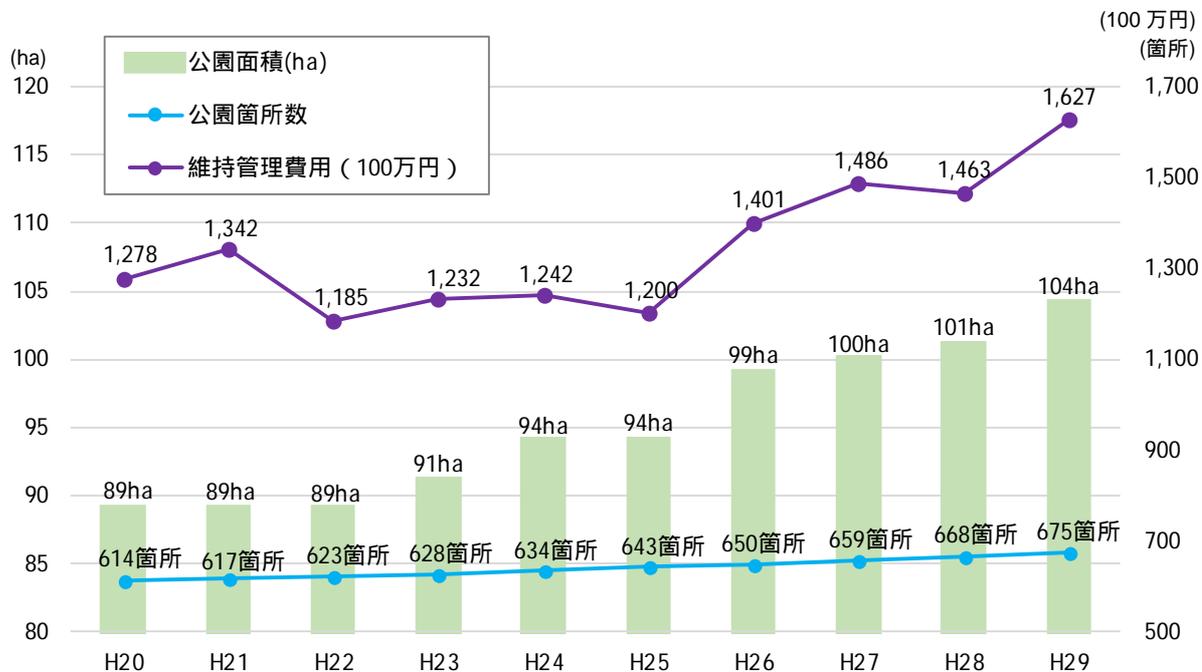


図10 区立公園面積と管理費用の推移

道路・河川の緑化状況

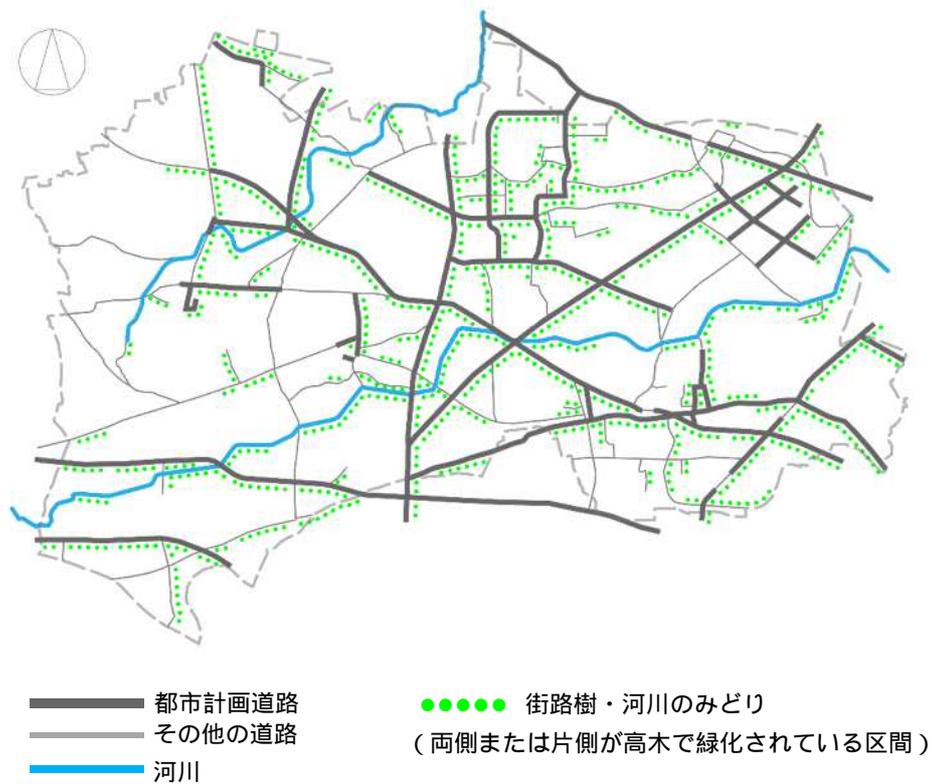


図11 道路・河川の緑化状況図

施策の認知度等

みどりに関する区の制度の認知度

「自主管理公園制度」他いずれの制度においても、「制度を全く知らない」と回答した区民が約7割となっています。

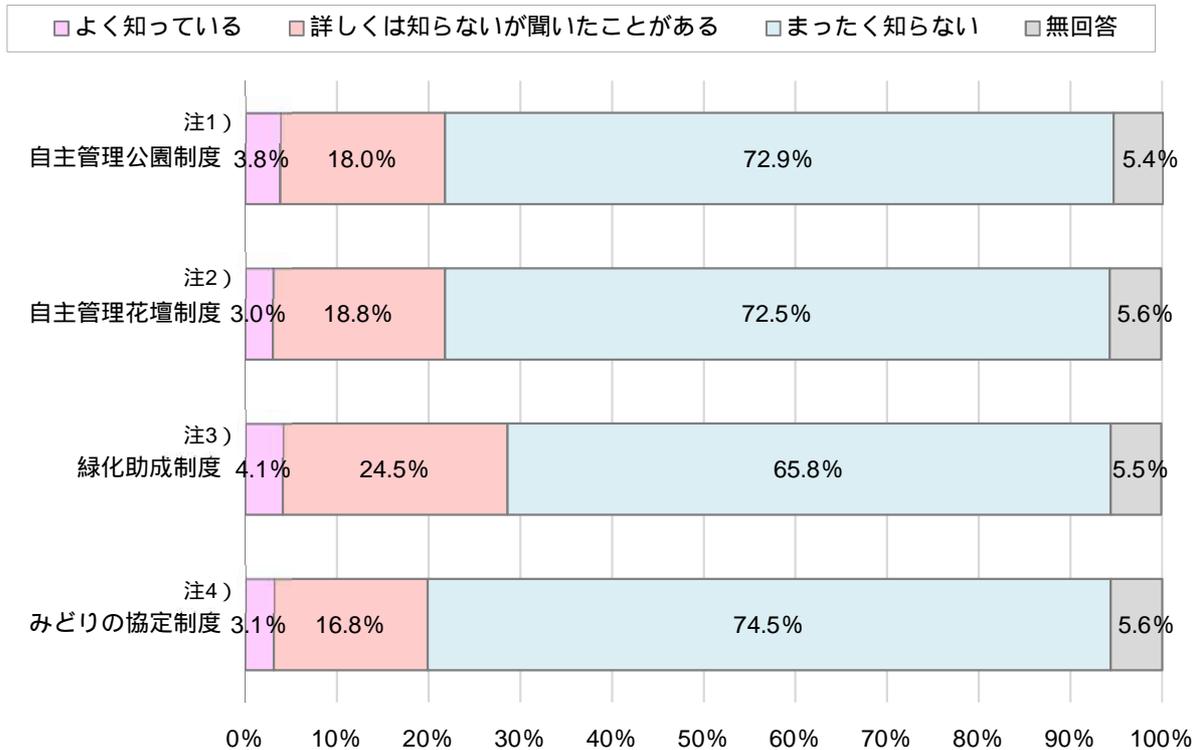


図 12 区が実施しているみどりに関する制度の認知度

資料：「平成28年度区民意識意向調査報告書」より作成

平成30年4月現在、自主管理公園制度に基づき、20団体が27箇所の公園の管理に携わっています。また、自主管理花壇制度に基づき、22団体が花壇づくりの活動をしています。

注1) 自主管理公園制度：地域の住民が公園の清掃等の管理を担う制度。

注2) 自主管理花壇制度：地域の住民が公園の花壇管理を担う制度。

注3) 緑化助成制度：営利目的以外で区民や法人等が、生け垣化、フェンス緑化、沿道緑化、壁面緑化、屋上緑化を行う際に費用の一部を助成する制度。

注4) みどりの協定制度：みどりを愛し守りはぐくむ条例に基づき、一定地域内の区民等と区が協定を締結し、区からの苗木の支給等の支援を行い、地域内のみどりの保全や創出を推進する制度。

練馬みどりの葉っぱい基金

平成16年、民有地の樹木等の保全や緑化の推進を目的とした「練馬区みどりを育む基金」を設立し、区民や事業者からの寄付金とまちづくり協力金等により、積立てを行ってきました。清水山の森の整備に2億円を活用し、平成30年5月現在の残高は約18億円です。基金のうち、区民や事業者からの寄付によるものは約6%(約1億2千万円)を占めていますが、寄付件数や寄付額は減少傾向にあります。

練馬みどりの葉っぱい基金への寄付の有無について、「ない」と回答した区民が9割を超えています。

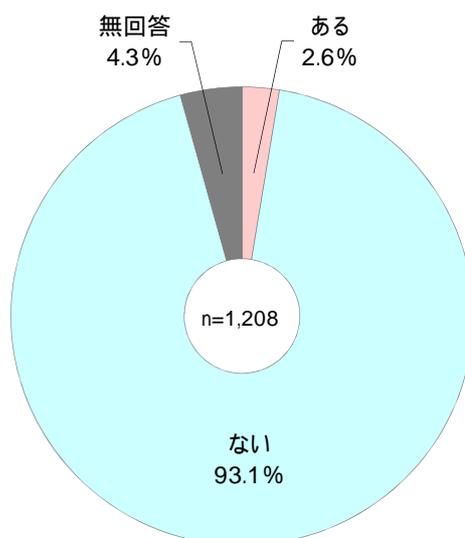


図13 練馬みどりの葉っぱい基金への寄付の有無

資料：「平成30年度区民意識意向調査報告書」より作成

練馬区緑化委員会の答申

練馬区緑化委員会は、練馬区みどりを愛し守りはぐくむ条例に基づき、みどりの保全および創出に関する重要な事項を調査審議するための付属機関です。本計画の改定にあたり、緑化委員会から以下の答申が出されました。

30練緑委第3号

平成30年10月19日

練馬区長 前川 耀男 様

練馬区緑化委員会

会長 金子 忠一

諮問第189号 練馬区みどりの基本計画の改定について（答申）

平成28年7月15日付け28練環推第500号で諮問のあった「練馬区みどりの基本計画の改定について」は、第158回練馬区緑化委員会で慎重審議の結果、結論を得たので意見を添えて答申します。

答 申

諮問第189号 練馬区みどりの基本計画の改定について

上記計画の改定にあたっては、別紙「(仮称)練馬区みどりの基本計画改定骨子」にもとづき、策定されたい。

意 見

- 1 緑視率の向上の指標となる地点の選定にあたっては、みどりのネットワーク形成において重要な地点・地区を検討されたい。
- 2 計画は、区民にとってわかりやすい構成や工夫に留意し、みどりに関する区民協働を推進することに努められたい。

別紙「(仮称)練馬区みどりの基本計画改定骨子」は、練馬区ホームページ/第158回練馬区緑化委員会【みどり推進課】(平成30年10月19日)で、ご覧になれます。

https://www.city.nerima.tokyo.jp/kusei/kaigi/kaigiroku/kouen/ryokka/kaigiroku/158_ryokuka.html

練馬区みどりの区民会議の提案

「練馬区みどりの区民会議」で提出された17の提案は、本計画の施策として以下のように反映しています。

17の提案	施策
剪定や維持管理方法を良くして、質の高いみどりにしよう！	
提案1：公園・道路ごとのガイドラインづくり	施策1-12 樹木の適切な育成と更新
提案2：適切な管理への理解を広げる情報発信	施策1-12 樹木の適切な育成と更新 (施策2-2 みどりの果たしている役割の周知)
提案3：お困り解決隊！レベルアップ剪定講座	施策2-4 みどりを守り育てる人材や団体の育成
提案4：やる気を活かす、「協働」の窓口開設	施策2-4 みどりを守り育てる人材や団体の育成 施策2-7 区民による主体的な取組への支援と交流の推進
落ち葉や剪定枝を迷惑物ではなく、練馬の宝・資源としよう！	
提案5：落ち葉のリサイクルで野菜をゲット	【今後検討】
提案6：若者落ち葉スターズ、 落ち葉・雨樋そうじ	【今後検討】 (施策2-1 個人のみどりを地域で守る仕組みの拡充)
提案7：まちの木はみんなの木！ ねりま落ち葉まつり	(施策2-7 区民による主体的な取組への支援と交流の推進)
提案8：区民会議落ち葉対策チーム	(施策2-1 個人のみどりを地域で守る仕組みの拡充) (施策2-7 区民による主体的な取組への支援と交流の推進)
公園・憩いの森・花壇を区民がもっと自由に使えるようにしよう！	
提案9：区民が地域のみどりを調査& ニーズを把握	施策1-9 暮らしに潤いをもたらす身近な公園づくり 施策2-3 公園や憩いの森の区民管理の拡充
提案10：地域に1つ「みんなの庭クラブ」 で公園運営	
提案11：ポイント制ボランティアで地域還元	【今後検討】
提案12：公園の自由化、公民連携の公園運営	施策1-11 民間の発想を活かした公園の管理運営
お庭・屋敷林・農地等を地域の共有財産として育てていこう！	
提案13：ご近所版みどりの区民会議	施策1-6 地域ぐるみでの緑化の推進
提案14：みどりのお手伝いネットワークづくり	施策2-1 個人のみどりを地域で守る仕組みの拡充
提案15：みどりを守る制度の見直し	施策1-4 憩いの森・街かどの森の拡充
提案16：みどりのある土地マッチング	(施策1-7 みどり豊かな開発の促進)
提案17：農家の顔が見える身近な農LIFEを实践	(施策1-2 都市農地の保全)

()は一部関連する施策

練馬区みどりの区民会議の詳細については、
練馬区ホームページ/みどりの区民会議で、ご覧になれます。

<https://www.city.nerima.tokyo.jp/kurashi/shigoto/midori/seido/28kuminkaigi.html>

緑視率の調査方法

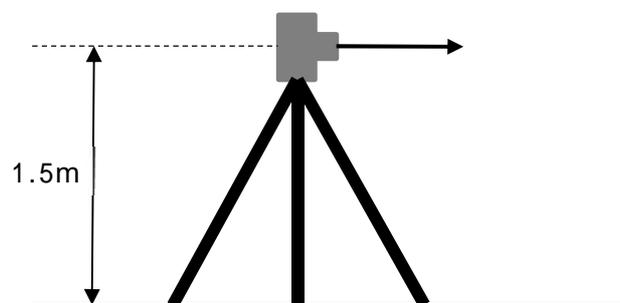
緑視率とは

人の視野に近い、地上からの高さ 1.5m、焦点距離 24mm (35mmフィルム換算) の範囲を写真撮影し、その写真に占めているみどりの面積の割合を緑視率といいます。

みどりの面積 / 写真の面積 (幅 × 高さ) = 緑視率

撮影方法

カメラを地面に対して平行に固定し、撮影します。



緑視率算出のイメージ



緑視率 27.5%

調査地点

平成 28 年度みどりの実態調査での 34 か所に加え、他自治体の事例や専門家等の意見を参考に、調査地点の追加を検討します。

都市計画公園・緑地の整備方針

都市計画公園・緑地の整備方針は、東京都と区市町が合同で、平成18年に策定した後、平成23年に改定しました。「緑確保の総合的な方針」などと一体となって、東京における水と緑のネットワークの形成を目指し、都市計画公園・緑地の計画的な整備促進と、整備効果の早期発現に向けた取組の方針を明らかにしています。

整備方針では、公園・緑地の機能・役割と、効果的なネットワークの形成の観点から平成32年度までに優先的に事業を進める「重点公園・緑地」を選定し、「優先整備区域」を示しています。

表3 練馬区事業 「重点公園・緑地」「優先整備区域」一覧

重点公園・緑地名称 (主な開園名称)	区域 (町丁目まで)	優先整備区域 面積 (m ²)	進捗状況
大泉町公園 (大泉橋戸公園)	練馬区大泉町二丁目	2,100	完了
三原台第二公園 (三原台ののはな公園)	練馬区三原台二丁目	1,000	
北大泉公園 (大泉町もみじやま公園)	練馬区大泉町一丁目	2,800	
大泉井頭公園 (大泉井頭公園)	練馬区東大泉七丁目	14,500	
大泉学園町北公園 (大泉学園町希望が丘公園)	練馬区大泉学園町九丁目	10,000	事業中
中村中央公園 (中村かしわ公園)	練馬区中村一丁目	15,000	完了
羽沢緑地 (こどもの森緑地)	練馬区羽沢二丁目	8,800	事業中
中里郷土の森緑地 (中里郷土の森緑地)	練馬区大泉一丁目	2,500	完了
練馬総合運動場公園	練馬区練馬二丁目	28,800	完了
高松農の風景公園	練馬区高松一丁目 および二丁目	7,800	事業中
牧野記念公園 (牧野記念庭園)	練馬区東大泉六丁目	400	完了
上石神井三丁目公園	練馬区上石神井三丁目	6,300	事業中
下石神井五丁目公園	練馬区下石神井五丁目	2,000	完了

緑確保の総合的な方針

緑確保の総合的な方針は、東京都と区市町村が合同で、平成22年に策定し平成28年に改定しました。「都市計画公園・緑地の整備方針」と車の両輪となって、主に民有地の既存の緑をまちづくりの観点から保全していくことを取りまとめる行政計画です。方針は、「既存の緑を守る方針」と「緑のまちづくり指針」から構成されています。

「既存の緑を守る方針」では、既存の緑を屋敷林や農地などに分類し、平成31年度までに以下の水準で確保する緑を抽出しています。

水準1：緑地の買収により保全するもの又は法や条例に基づいて、強い規制をかけることにより、確実に保全していくもの

水準2：法や条例等に基づいて、許可による行為制限や税の優遇などにより保全していくもの

水準3：行為の届出や緑地の所有者との間で保全に関する協定を結ぶなど、緩い制限により、保全に取り組むもの

表4 練馬区 確保地一覧（平成22年5月公表分）

系統	水準	所在地	面積（ha）	進捗状況
屋敷林	1	羽沢三丁目	1.25	確保済
屋敷林	1	大泉町一丁目	0.25	確保済
屋敷林	2	羽沢三丁目	0.15	確保済
河川・上水・用水・水路等	1	大泉一丁目	0.44	確保済
河川・上水・用水・水路等	1	南田中五丁目	0.04	確保済
農地	2	大泉町二丁目	0.24	
農地	2	大泉学園町八丁目	未定	

確保済とは、水準に応じた都市計画決定等がなされたことをいいます。

表5 練馬区 確保地一覧（平成28年3月追加分）

系統	水準	所在地	面積（ha）	進捗状況
屋敷林	1	南田中四丁目	0.13	
屋敷林	1	石神井台八丁目	0.38	
屋敷林	1	東大泉七丁目	0.16	
河川・上水・用水・水路等	1	土支田四丁目	2.17	
農地	1	高松一丁目	0.37	確保済
農地	1	高松二丁目	0.41	確保済
農地	1	土支田二丁目	0.25	
農地	1	谷原一丁目	0.33	確保済
農地	1	谷原六丁目	0.33	
農地	1	南大泉四丁目	0.29	確保済
農地	2	大泉学園町三丁目	0.30	確保済
系統外	1	東大泉六丁目	0.04	確保済
系統外	1	東大泉七丁目	0.19	
系統外	1	東大泉七丁目	0.15	
系統外	1	大泉学園町二丁目	0.14	
系統外	1	大泉学園町四丁目	0.10	
系統外	1	上石神井三丁目	0.63	確保済
系統外	1	下石神井五丁目	0.13	確保済
系統外	1	大泉町一丁目	0.04	確保済
系統外	1	練馬二丁目	3.08	確保済

確保済とは、水準に応じた都市計画決定等がなされたことをいいます。

区民とともに練馬のみどりを未来へつなぐ
練馬区みどりの総合計画

平成31年（2019年）4月

発行 練馬区環境部みどり推進課

〒176 - 8501 練馬区豊玉北6 - 12 - 1

電話 03 - 5984 - 1659（直通）

FAX 03 - 5984 - 1227

練馬区ホームページ <https://www.city.nerima.tokyo.jp>

新元号の施行前に作成したため、平成31年度以降の年次についても、「平成」で表示しています。

